

日仏知事会議及び視察報告

(昭和 43 年自 10 月 13 日一至 29 日)

全国知事会事務局

日仏知事会議並びに視察報告書

一、日時 昭和43年自10月13日—至29日

二、訪 仏 知 事

| | | | | | |
|-----|-----------|---|---|---|---|
| 団 長 | 全国知事会会長 | | | | |
| | 愛知県知事 | 桑 | 原 | 幹 | 根 |
| 副団長 | 全国知事会副会長 | | | | |
| | 栃木県知事 | 横 | 川 | 信 | 夫 |
| | 岩手県知事 | 千 | 田 | | 正 |
| | 石川県知事 | 中 | 西 | 陽 | 一 |
| | 大阪府副知事 | 高 | 田 | 敏 | 一 |
| 随 員 | 全国知事会事務局長 | | | | |
| | | 宮 | 内 | | 弥 |

三、日仏知事会議

- 1, 日 時 昭和43年10月15日
- 2, 場 所 フランス内務省（パリ）
- 3, 出席者

（イ）日本側

訪仏知事団一同 6名

（ロ）フランス側

内務省政務局長 ルシアン・ヴオシエル氏

内務省地方局長 ガブリエル・パレーズ氏

警 視 総 監 モオリス・グリモー氏

警 察 庁 長 官 ジャック・オーベル氏

そ の 他 内務省関係官

4, 議題

- (イ), 広域行政と都市開発
- (ロ), 交通対策
- (ハ), 公害対策 (主として大気汚染, 騒音, 河川汚濁対策)
- (ニ), 畜産振興

四、会議後の地方視察 (自 10 月 14 日—至同月 29 日)

| | |
|--------------|----------------|
| パリ市内 | (14, 15, 16 日) |
| イブリーヌ県 | (17 日) |
| イゼール県 | (17, 18 日) |
| バスアルブ県 | (19 日) |
| アルプマリタイム県 | (19 日, 20 日) |
| ラングドツク地方エロー県 | (21 日, 22 日) |
| オ＝トギヤロンヌ県 | (23 日) |
| バスピレネー県 | (24 日, 25 日) |
| アンドルエロワール県 | (25 日, 26 日) |

五、日 程 (1968 年 10 月 14 日—29 日)

日程はフランス側の作成にかかり, 次の通りであつた。

〔日本知事団滞仏視察日程〕

1 日目、10 月 14 日 (月) パリ, オルリー到着 (12 時 15 分, AF F93)

マルセラン内務大臣主催午餐会

パリ市内観光

内務省でレセプション

加川公使主催晚餐会

2 日目、10 月 15 日（火）パリ警視庁訪問

警察行政説明

警視総監主催午餐会

日仏知事会議（於内務省）

「京都」で夕食

夜リド見物

3 日目、10 月 16 日（水）首都圏建設事業視察

フランス知事協会主催午餐会

O. R. T. F 視察

クーヴドミユルヴィル首相訪問

クーヴドミユルヴィル首相主催レセプション

松井大使主催晚餐会

4 日目、10 月 17 日（木）ヴェルサイユ観光

イヴリーヌ県庁訪問，県主催午餐会

地方旅行出発，空路グルノーブル

シヤルトル酒工場視察

イゼール県庁で晚餐

5 日目、10 月 18 日（金）イゼール県庁訪問，県政説明，

大学都市，図書館，学生クラブ及び原子力研究センター

視察

同センター主催午餐会

グルノーブル市内諸施設視察

同市主催晚餐会

6 日目、10 月 19 日（土）グルノーブル発，バスでニースへ。

バスアルプ県知事訪問，知事主催午餐会

アルプマリタイム県庁でレセプション

夜自由

- 7日目、10月20日（日）アルプマリタイム県庁訪問，県行政説明，
自動車高速道路工事場，ヨットハーバー視察
マントン市主催午餐会
観光
アルプマリタイム県知事主催晩餐会
- 8日目、10月21日（月）ニース発，汽車でモンペリエへ
ラングドック地方知事主催午餐会
同地方開発事業視察
夜自由
- 9日目、10月22日（火）ニーム等の観光，視察
ラングドック地方知事主催午餐会
モンペリエのIBM工場視察
汽車でトゥールーズへ
夜自由
- 10日目、10月23日（水）県庁訪問
大学視察
電子顕微鏡研究所視察
県庁で知事主催午餐会
シュド・アヴィアシオン航空機工場視察
市内視察
公式晩餐会
夜自由
- 11日目、10月24日（木）トゥールーズ発，汽車でポーへ
県，市主催午餐会
午後，大学並びに建設事業視察
公式晩餐会

12 日目 10 月 25 日（金）バスピレネー県庁訪問

ラック工場及び天然ガス公社視察

同公社主催午餐会

汽車でトゥールへ

県庁で晚餐

13 日目 10 月 26 日（土）ロアール河の古城見物

葡萄園視察

ヴヴレー市主催午餐会

汽車でパリへ

大使館主催晚餐会（非公式）

10 月 27 日（日）中西知事, パリ発（11 時 05 分 AF794）

10 月 28 日（月）桑原知事, パリ発（JL 432）

10 月 29 日（火）横川知事, 高田副知事及び宮内事務局長,

パリ発（9 時 00 分 SR721）

（水）千田知事, パリ発（10 時 30 分, AF808）

六、日 程 報 告

（イ）第 1 日（10 月 14 日）パリ

追風のために予定より 20 分程早く、午前 11 時 50 分過ぎにオルリ空港に着陸した。空港には、第 2 回訪日フランス知事団の団長ジャン・シャペル氏並びに第 1 回訪日フランス知事団の団長ジャン・ヴオージュール氏（パリ地区整備局事務総長）を初め、ビダール知事やフランス内務省の関係官が出迎えて下さったことは、感謝の至りであつた。空港の貴賓室にてシャペル氏より歓迎の挨拶をされ、会長の答辞があつた。駐仏日本大使館よりは加川公使、石崎一等書記官、中本三等書記官が出迎えていただいた。ビダール知事は、われわれの今回の訪仏期間中全日程を随行されて、万般に亘つてお世話を下さる人であつた。また石崎書

記官はパリ滞在中、中本書記官は地方視察中、一行に随行して通訳と世話をしていたのである。

一行は直ちに自動車に分乗して、宿舎プリストル・ホテルに到着し、直ちに同ホテルの貴賓室にてマルスラン内務大臣主催の午餐会に出席した。同大臣は公務のため余儀なく出席されなかつたが、大臣を代理してタルヌ・エ・ガロンヌ県知事シャルル・シユミット氏（第2回訪日）より歓迎の辞を次のように述べられた。

「皆さんを元気な姿でお迎え出来て誠にうれしい。どうかフランス滞在中は気楽に過ぎてほしい。私達が日本を訪問した時に種々御配慮をいただいて、たのしく過さしていただいたと同様に過してください。私達は日本で受けた御歓迎に対して心から感謝している。日本に対する私達の印象は「日本の美」であつた。また埼玉県での日本国体を見ることが出来たのであつたが、8万人の学童その他が動員され、しかもその運営が予定された時間通りに進行されたことには驚いた。フランスは時間の観念が乏しく、到底あのような動員を時間的に行うことは困難である。また小中学生、高校生の集合体操や一般人男女のマスゲームは、誠に素晴しかつた。マルスラン内務大臣は、フランス知事が訪日した時に受けたたのしい思い出を持つて、皆様を待遇するよう希望されている。私達もその考えで準備し、特に地方視察については、南フランスを選んだ。御期待に副えると思う。29日にはお別れとなるが、この日仏知事相互訪問によつて、両国の友好が更に深まり地方行政の上にも裨益するところがあるよう期待して止まない」。

次で会長より答辞を次のように述べられた。

「皆様多数の御出席の下に、このような楽しい食事をすることが出来て誠に感謝申し上げます。空港ではジャン・シャペル氏その他の皆様の御出迎えを賜わり厚く御礼申し上げます。日仏知事会議はフランス内務大臣の御申入に対し、われわれも異議なく心からお受けしたものである。この日仏知事相互訪問は、両国の理解と地方行政の上に大きな効果をもたらすことと信じている。私達はこの趣

旨達成のために努力致したい。今回の日程と知事会議は、このためにふさわしいものである。皆様の御配慮に感謝し、有終の成果を得るよう意を用いたい。」

以上の挨拶が交わされた後、楽しい午餐が続けられ、午後 3 時過ぎに終わった。日程では、これから市内視察となっていたが、到着直後のことで、一行の疲労も相当であり、市内視察は取り止め各々休息をホテルの各室でとることにした。

午後 6 時より内務大臣主催のレセプションが内務省にて開かれた。との夕食会には第 1 回及び第 2 回の訪日フランス知事が多数出席されていて、われわれは旧交を温めることが出来て、楽しい夕を過したのである。出席知事としては、ジャン・ヴオージュール氏、オリヴィエ・フィリツブ氏、リュシアン・ヴオシエル氏、ピエール・ランベルタン氏（以上第 1 回訪日知事）、ジャン・シャペル氏、シャルル・シユミット氏、ミツシエル・グロルマン氏、マルセル・プラン氏、ラウル・モロー氏（以上第 2 回訪日知事）その他多数の知事が出席され、心からの歓迎を受けた。レセプション終了後、加川公使の夕食御招待を「京都」という日本料亭で受けた。パリでこのような日本料理に舌鼓を打とうとは、全く予期しなかつたことだつた。御厚意を御礼申し上げる。満腹の身をホテル・ブリストルに横たえたのは午後 11 時頃であつた。

(口) 第 2 日 (10 月 15 日) パリ

午前 8 時 30 分ホテル発、警視庁を訪問し、交通センター（情報司令室）を見学、係官の説明があつた。パリ市街道路のパノラマと地図によって、市街道路の混雑に対する本部の指揮のための無線、T・V 等の施設が整備されていた。特に道路の交通緩和のための「シンクロナイズシステム」は日本についても参考となるものである。

次いで、警視総監モオリス・グリモー氏より挨拶を兼ねフランスの警察の概要について説明され、更に各問題について担当関係官より説明があつたが、その概要は次の通りであつた。

フランス国家警察の機構、運用および任務

国家警察の機構に関する 1966 年 7 月 9 日付法律は、19 世紀に始められ、その後一連の改正を経た結果到達した法律である。同法律は国家公安本部（La Direction Générale de la Sûreté Nationale）およびパリ警視庁（La Préfecture de Police）という二大機構を始めとし、既存の組織を結合して単一の国家警察を設立するのに大きな貢献をなした。

最近内務大臣が指適した如く、次の諸点が今回の改革の核心であつた。

一運用の結合、つまり職員の統合および職員の任務に適する最善の職務探求。

一国家警察庁長官の補佐を受けた内務大臣の直接の権限の下にある中央機関を構成する指揮系統の整理統合。

一連帯性の喚起、つまり募集および職業訓練を統合することによつて警察隊全体に共通の精神を喚起すること。

新機構の第 1 条件は立法者の権限の及ぶ範囲内で職員の結合を計ることであり、これが 1966 年 7 月 9 日付法律の目的であつた。その後新たな法規が検討され、その目的は既に相当程度接近されていた各々の警察隊に関する既存の細目規定の調和を計ることに限られた。組織構成および職務の細目規定に関するその他の規則は、憲法に従い命令（デクレ）あるいは政令によつて定められ、命令は既に発布されており、政令も近く発布される予定である。

※

結合以前の制度においては二つの中央警察行政機関が存在していた。一つはパリおよびセーヌ県のみを管轄権を有するパリ警視庁であり、他の一つはパリおよびセーヌ県を除く仏全土に管轄権を有する国家公安本部である。両者の連絡は、職務の司法上の独立という理由に基づき、大臣レベルあるいは大臣官房レベルにおいてのみとられていた。しかし、職員は単一体を構成するものであるから、警察は、1967 年 3 月 14 日付命令により設置された国家警察庁と

いう単一の中央機関のもとに再編成された。

同庁の長である国家警察庁長官は次の二つの職務を行なう。

一 内務大臣の直接補佐，警察事項に関する内務大臣の全責任を遂行するため大臣を補佐する。総括的権限を有する高級官吏である警察庁長官は，大臣の認める権限の委託に基づき警察行政組織あるいは中央機関の全体に対し権限を有する。

一 警察行政機関の長，全般的政策を命令し，人的物的運用割当を行ない，必要な規則のテキストを検討し，責務遂行の職務を組織しその権能を監督する。

したがって，1966年7月9日付法律に基づく改革の実現は，一般行政監督官との協力の下に国家警察庁長官に任せられた。改革を遂行するため，警察庁長官は全体的な利益に対する配慮からいくつかの原則に従わなくてはならなかった。この原則は次の五つの事項に要約される。

一 一つの制度から他の制度への移行は何らの衝撃もなく，また断絶もなく行なわれなくてはならない。時間的空間的に継続性を持った職務の機能には何ら支障があつてはならないこと。

一 組織の統合は国家公安本部と警視庁との職務の間にある二重性に終止符を打つべきこと。

一 この機構改革は，パリ地方行政制度改革に関する1964年7月10日付法律の第10条に規定されたパリ地域範囲内の公共の秩序維持に責任を負うパリ警視庁，同警視総監の特殊性および単一性を侵してはならないこと。

一 中央機関当局は中央行政の責務のみを所轄すること，つまりパリ警視庁をも含め，地域あるいは地方当局の職務の調整，活発化および促進ということである。地方当局は正当な理由のある例外を除いて，実際の警察任務のみを受け持つこと。

一 中央機関当局とパリ警視庁の実際の警察活動に当る当局との間の連絡と調整は二重操作の原理に従って確保されること。

以上が国家警察の機構ならびに機能に関する最初の規定を検討した警察庁長

官を導いた主要な考え方の要約である。

※

内務省の中央行政機関に設けられた警察庁には、警察庁長官および同長官官房の直接の権限の下に、三つの局といくつかの課が次のとおり設けられている。

- 一 法制局,
- 一 警察人事および資材局,
- 一 国家警察教育および技術局,
- 一 国家警察査察および監督部,
- 一 国際警察技術協力課,
- 一 公式旅行および要人警備課,
- 一 中央車輛課。

法制局の権限は既に全国的規模を持つものであること、人事および資材局の権限は国家警察の官吏全体におよぶことに注目して貰いたい。同様に、査察および監督部は、警察のすべての当局に対し監督を行なうことになるろう。

最近設置された警察教育および技術局については、同局は警察官の常時養成と教育に当たるとともに、あらゆる種類の警察学校ならびに訓練所の管理に当り、警察の推進者として非常に重要である。というのは、結局、同局が警察官に対して充実した知的道徳的な広がりを与えるからである。

行政上の責務から解放された国家公安部長（Le Directeur général de la Surete Nationale）は、警察庁長官を補佐し、長官不在あるいは長官に支障の生じた場合には警察活動の促進および調整に専念する。国家公安部長の権限の下にあるのは次のものである。

- 一 司法警察局,
- 一 情報局,
- 一 国土警備局,
- 一 公安局。

1967年3月14日付命令の適用によつて設けられた国家警察庁の機構は

既に完成されており、この実現が警察制度改革の第一局面であつた。

※

1968年1月1日実施に移された改革の第二局面は、国家警察の実際の警察活動にあたる局の新組織ならびにパリ警視庁を地方配置のなかに定着させることに関するものであつた。実際、この第二局面の一連の改革は、司法警察の諸機関、情報局、公安局、防諜および騒乱防止につき全国的かつ排他的権限を有する国土警備局等にも関連するものである。

1967年3月14日付命令第6条は「司法警察当局は、犯罪者を捜査し裁判所に告訴する目的をもつて、内務省に所属する司法警察の諸機関を調整すること」と規定している。したがって、司法警察当局は、技術面でその介入を原則として犯罪の全国的捜査班の活動および特別任務の活動に制限し、中央の調整者としての役割を強化すべきである。大臣の決定実施にあたり、全国的な段階において予防および抑圧の政策を定め、その結果地方の警察当局を指導し、科学的技術手段を提供して彼等の任務にあたらしめること、外国警察との連絡および交流を確保すること等が司法警察局の主要な責務である。

ほぼ同じような原則が情報局についてもあてはまる。命令、運用、総括の機関として情報局は、次のように要約することができる中央行政の責務のみを受け持つべきであろう。

一 地方および県の警察当局のために、内務大臣および政府の指示に合致した情報活動の政策を定義すること。

一 指示の理解、検討、周知、ならびにその実施における監督。

一 情報および研究の開発、総合ならびに周知。

一 他の行政機関あるいは部門、特に法制局との連絡。

一 局の部門全体に必要な書類および資料の整理保存。

公安に関しては、警察の権限は二つの部門、都市警察部と共和国治安機動隊部にわかれていた。この二つの部は、単一の新たな局の下に技術的に再編成されることになる。この新たな局の下においては、共和国治安機動隊によつて構

成されていた動的な力と、警察署および交番において行なわれていた静的要素が結合されることになろう。公安局の主要な任務は、活用可能な人的物的資源を始めとし、秩序維持にあたる地方当局の責任者に対し、長の責務遂行に必要な方法を保証するためあらゆる有用な処置を講ずることにある。

警察の主要機関に関する将来の機構についてその概略を説明したことにより、国家警察の構成改革を行なう任務を負う者が抱いた一番大きな悩みは、中央当局と地方当局との間の相互の権限を明確に定義することであつたことが明らかになつた。実際のところ、機構が複雑になり小部門に分れることになればなる程、一層職員の協力に依存しなければならなくなり、各人に最大限の行動の自由を留保しつつ、あらゆる職員の共通の努力による意識的かつ自発的参加を確保できるよう努力しなければならなくなる。これは屢々機構改革の試みにかつられた中央行政機関が、何にもまして考慮すべき鉄則なのである。

※

かつては自治独立し、内務大臣に直結する行政機関であつたパリ警視庁は、新たな国家警察機構の不可欠の一部を形成することとなり、中央行政機関との関係においては地方出先機関に類するものになつた。機構の面からみれば、これは警察制度改革の提起した問題の中で最も重要かつ最もデリケートなものであつた。この問題は、パリの特殊性ならびに命令系統の統一性確保を考慮することによつて解決された。

統合同化ということが問題のすべてではない。実際、パリ警視総監はパリならびにパリを取り巻く3県の郊外市町村に対し権限を行使する。地方、県知事と異なるところは、警視総監は純然たる警察の長であり、重要な警察力の直接の指揮者であり、人口600万の首都において安全と秩序維持の責任を負わせられた指揮者なのである。パリは、その上フランスの政治、経済、行政上の首都でもある。したがつて、パリ警視総監の責任は極めて重く、総監に帰すべき諸問題は、実質上他の者と比較することはできない。こうした理由により、パリ警視総監は強度に組織化され、独特の指揮系統の下にある機構をもつこと

になろう。

しかし、国家警察の統一という原則に抵触することなく、この至上命令に応えるために整備が必要であつた。この整備は、本質的に司法警察および情報警察にも関係してくる。

司法警察については、首都パリおよびパリの周囲 3 県（オー・ドウ・セーヌ県、セーヌ・サン・ドウニ県、ヴァル・ドウ・マルヌ県）で構成する地域において従来二つの警察、国家公安本部に所属する司法警察第 1 地方部とパリ警視庁司法警察局の二つの警察が権限を持っていた。警視庁の国家警察への統合によつてこのような警察当局の重複および権限争いの源は存在理由がなくなつた。司法警察地方部の機構、権限、設置に関する 1947 年 1 月 13 日付命令が修正されたのもかかる理由によるものであつた。パリ警視庁司法警察局は、同局の権限の範囲内で司法警察第 1 地方部に所属していた任務を受け持つことになろう。ヴェルサイユに移転することになつた旧司法警察第 1 地方部の権限は、エソン、ウール・エ・ロワール、オワーズ、セーヌ・エ・マルヌ、ヴァル・ドワーズおよびイヴリーヌ諸県において行使されることになろう。勿論、パリ警視庁司法警察局は旧司法警察第 1 地方部が従来本部とついていた連絡を受け持つ。

情報警察については問題は比較的簡単であつた。実際、パリ警視庁の情報局を構成する諸部門の業務はすべてオペレーションであつて、したがつてその任務は共通の権利を有する他の地方出先機関の任務に一致する。問題は、パリ地方局と本局との関係を規定することであつた。本局の指示は、その実施のため、警視總監の責任の下にある警視庁情報局に伝えられる。警視總監は、この指示を有効に実施する責任以外に、その任務の実行に必要な指令を当該出先機関に与える権能を持つことになろう。逆に、パリ警視庁情報局で作成された報告書、インフォメーションは警視總監の責任の下に本局に伝えられることになろう。

ここで、国家警察の構成に関する 1966 年 7 月 9 日付法律ならびに国防の地域組織に関する 1967 年 10 月 12 日付命令の適用により生じてくる細目

規定が、パリ地方の地域組織のみならず、国家警察全体の地域組織についての問題を惹き起していることに言及するのが適切である。

このため公安、情報、司法警察ならびに各県共通の行政、技術センター（C, A. T. I.）についていくつかの研究班が警察庁長官によつて設けられた。

ある分野においては問題はデリケートであるが、全体的な基本方針は既存の地方出先機関を新しい地域区分に順応させる他ないということである。新たな階級組織的段階を設けることではなく、尊敬すべき国会議員が最近指摘した如く、7人の広域知事それぞれの下に総務監督官のランクの高級警察官吏を配置することを考えており、右警察官吏は当該広域における警察関係の問題全般についての技術参事事務局を開くことになろう。

司法警察の地方出先機関の再編成は、控訴院の将来の管轄区域の分け方によるし、少なくとも地域支部機関についてはそういえる。再編成によつて司法警察地方部と都市公安警察の関係の改善と緊密化の方法、特に都市公安警察のもとに司法警察のアンテナを設けることによりその方法が生れることになろう。

※

最近、国民議会において、警察制度改革の動機に言及して内務大臣は、「警察の組織をわれわれの時代の要請に適用することが重要である」と述べた。命令系統および組織構成について最近行なわれた大幅な整備のみがこの期待に応えることのできるものであり、大臣がこのことを説明された訳である。更に加えて、われわれの警察を、完全な技術的方法を備えた現代行政機関、同じ試練のなかで溶け合い、したがって同じ精神に触発され、重要性がつる一方である整備された任務を社会で受け持つ十分な心構えのある人間によつて奉仕される現代行政機関たらしめる必要がある。

都市の巨大化、新たな社会関係の出現を顕著な特徴とする現代文明の急速な発展をまえにして、行政機関が不変のまま存在し続けることはあり得ないし、とりわけ環境変化の結果から警察制度が逃れ得るといふことはあり得ないのは事実である。50年足らずの間に世界は二度の戦争によつて引き裂かれ、数多

くの局地的紛争はいまだに依然として存在していることを、われわれは充分承知している。こうした出来事は社会体制の平和を乱さずにはおかないし、多くの国の経済に影響を与え、技術、生産手段を大きく発展させ、進歩の速度を高めずにはおかないので、モラルは苦悩せざるを得ない。

自動車、航空機、ラジオ、電気、電子、核エネルギー等新たな分野の開発によつて、工業の発展は未曾有の急速なテンポに達している。天文学的数字の規模で企業集中が形成されている。こうした不可避的動向は、1945年以来ヨーロッパの多くの国、特にフランスにおいては人口が急速な増加を遂げているだけに、それだけ一層多くの人間の移動、都市集中を惹き起している。田舎の人口は減少し、都会は測り知れない程発展し、新しい都市が生れ、人間ひとりひとりの現実の要請、願いや幸福に何らの考慮を払うことなく急速に発展する。絶滅と不適應の危険が激増している。

1947年に1400万人であつたのに対し、1967年には2,250万人のフランス人が人口1万以上の都会に住んでいる。この現象に加えて、交通機関の急速な発達により、大きな国際的人口移動や季節労働者の移動現象が起つている。1966年には1億9300万人の国境通過が記録されており、これは1954年に比較すると実に215%の飛躍的増加となる。パリ空港では1日500機の割合で航空機が発着しており、760万人の旅行者が記録されている。旅客を一層急速にローテーションする巨人機やスーパーソニックの近々の就航によつて交通量は大幅に増加することになる。予測によれば、1971年にはオルリー空港のみで1,400万の旅行者を受け入れることになる。将来完成するパリ・ノール空港については、1980年における旅行者の受け入れ能力は3,500万人に達する。

自動車の増加については述べるまでもない。1954年には200万台であつたのに対し1966年には二輪車600万台を除いた1,200万台の自動車が走っている。このように第2次世界大戦後の新しい世界では技術が王様であり、伝統的モラルの価値は装飾品店の中に逃げ込んでしまうような姿となつた。

警察は、一層柔軟な受け入れ姿勢をも含め、秩序維持に対する新たな要素を構成するこのような諸問題のいずれも決して無視することはできない。人間の安全、都市の平和を確保するため特に巨大な人口を持つ都市、都市化の過程にある地域における警察制度の基礎を大幅に拡大させなくてはならない。本問題について数学的分析が次のような証明を行なっている。都市における警官の理論的な平均数と住民数との間には完全に定義づけられた関係があるという証明である。この研究は不思議にも、住民数によつて必要となる警察数のパーセンテージは都市の重要度とともに増加するということを明らかにした。かくして人口が1万から2万までの都市に対する警官数の平均割合は1.2人であり、5万人から7万人の都市に対しては1.6人、10万から15万の都市に対しては1.9人、20万から25万の都市に対しては2.2人等々であることが確認できる。更にこのことから、去る11月6日に内務大臣が明らかにした如く、この数年間に警官数増加の思い切つた政策がとられなければならないことが推定される。通信、資料あるいは駐車場といったものに対する運用手段も発達、近代化された。他方、泥棒常習犯も常に一層完全な技術に頼つており、彼らを追い詰めるためには、より有効な手段とともに新しい方法が必須である。警察の統合はこの新しい方法の研究を急速に発展せしめるであろうし、協力して有効な手段を作り出してくれるであろう。単一機構への再編成の結果、共同して研究を行なつたり、活動方法の最善の配分や資料、情報の一層効果的な蒐集、開発を行なうことが可能となる。

相異なる様々な分野において必要な研究は国家警察庁の教育・技術局に委任されている。同局は職業訓練を行なう他に、実際の活動にあたつている当該各部門との協力の下に、警察活動の科学的技術的な面、特に捜査活動や書類、資料の開発分野への電子機械の応用といった面を詳細に研究している。情報の量は通常方法では有効期間内に使用できない程豊富になつており、今日手元にある莫大な資料は、実際のところ整理者にのみにしか活用することを望み得ないのである。

※

国家警察の機構，国家警察が当面する諸問題，国家警察が必要とする運用方法を順次取りあげたので，最後に今後徐々に予防的なものとなつていくであろう国家警察活動の概要を定義してみよう。

確かに，法の枠外で生き，かつ行動することを決めた者の攻撃から社会を防衛する緊急方法の一つである抑制の必要性をわれわれは無視する訳ではない。しかし，今日われわれは処罰の方法を探求するよりは，犯罪事実をよく調査して犯罪の社会的心理的原因をあばき出し，病理の根源を発見することに専念している。社会防衛策の新たな条件は，災難を予告し，犯罪の予防を予め通告する傾向にある。これをなし遂げるためには，警察が既に参加している刑事学会の仕事を見守るか，あるいは刑の執行条件，拘留制度，執行猶予制度の普及，安全の度合に応じ，特に軽犯罪者に対する条件付釈放制度等に関する刑法の最も現代的な規定を研究してみることで足りる。

裁判を行なう目的は罪人を社会から追放すること，したがつてとり返しのつかないものの割合を増やすことにあるのではなく，その反対に罪人を普通の生活に立ち戻らすことにある。こうした予防という展望の下にこそ警察活動を位置づけなくてはならない。警察は，何よりも警察という名において，裁判所の必須の補佐となるだろうし，裁判所に対し犯罪者の世界，犯罪の行なわれる前の現象，社会問題についての警察の経験等を通報して協力することになる。この社会防衛という任務については多くの警察官がこの任務を高く評価しており，その例証にもことかかない。しかし，特にフランスにおいてはそうであつたが，長い間警察という言葉に与えられていた偏狭で不当な意味，抑圧と強制を呼び起すようなすべての意味が消えるように，国家警察庁の誕生したこの時点で警察の社会防衛の任務を一層深めて行くことが適當である。

職業訓練の拡大，活用可能な科学的技術的方法の発展というものは充分過ぎるということはない。また，社会の防衛と安全に責任あるあらゆる中央および地方行政機関との接触，既に明らかにしたとおり特に司法当局との接触を増し

て行くことが必要である。国家警察庁が設けられた機会に、検事総長の権限の下、司法警察官資格付与制度が設置されたが、ここに財産と人間の安全を確保する責務をおびた司法当局と警察当局の優先的連繫を強化する必要性の証しをみなくてはならない。

諸々の理由により、他の国家機関との交流が必要である。というのは、打破しなくてはならない警察に対する偏見がいまだに根強く存在していることが、疑いなくわかるからである。しかし、警察は、もしその責務を十分に果そうと望むならば、そういった偏見を乗り越えていかななくてはならない。警察は何となく秘密を事とする行政機関、別世界、野次馬を好んで喜ばせるような犯罪、スキヤンダル、暴力の世界で活動する不安な顔付きをした行政機関ではない。このようなイメージは、より単純なイメージの前に消し去られるべきであつて、警察は何よりも人間的で公益という最も重要なことに専念し、あらゆるものに奉仕する行政機関なのである。

勿論、こうした警察の姿を知らしめるのは、先ず第一に警察官自身でなくてはならない。それに警察官の日常の振舞の模範、活動の意義、教養および問題の現代的認識から生れる権威といったものを示すことによつて達せられる。言い換えれば、大衆と、警察との関係の正常化や大衆のインフォメーションにまでおよぶ大衆とのつながりのある警察の活動がなされるべきである。

今回の警察制度の改革は、こうした方向に向つた発展に更に拍車をかける。新たな精神に触発され、単一の主義に貫かれ、同一指揮系統の下におかれた新しい機関である国家警察は、従来の方角よりは社会防衛という責務の方角に向うことになる。

しかし、国家警察の推進者達は、いま一つ別の野心を抱いている。警察官の募集、常時の職業訓練、選抜、本部における警視、他の行政訓練を受けた高級官吏、裁判官等との会合が持たれるよう一連の手段を講ずることによつて、警察を第一級と同質であると自他ともに認める国家機関たらしめることを望んでいる。

以 上

正午過ぎ警視庁見学を終り、警視總監主催の午餐会が、セーヌ河畔のツール・ダルジヤン「銀の塔」で催された。食堂の窓からの見晴らしは、稀に見る美しさを誇っている。ここは1890年からのパリで一番古い有名な料亭である。特に鴨料理と葡萄酒で有名である。ヴィクトリヤ女王、エリザベス女王、ケネディ大統領夫人も来られたようである。レストランのすぐ下のシテ島はいささかの変貌も見せていない。河の向岸に中世時代の傑作ノートルダム寺院がそびえている。1163年ロマネスク寺院の廃虚の跡に建てられたこの寺院は、パリの歴史上の主要な出来事につながりをもっている。セーヌ河を上下する遊覧船の眺めは誠に美しい。午餐会の終つたのは午後3時前であつた。

午後3時30分から内務省で日仏知事会議が開かれたが、その会議でのフランス側より、フランスの地方行政について内務省地方局長ガブリエル・パレーズ氏より、フランスの警察について 警察庁長官 ジャック・オベール氏より、フランスの内務省について内務省政務局長リュシアン・ヴォシエル氏より、農林行政について農林技官レクモン・ボナール氏より、それぞれ説明があり質疑応答が交わされたが、次の報告の通りであつた。

日 仏 知 事 会 議

(1968年10月15日)

15時30分於内務省)

開会劈頭、シャペル氏は一年前日本を訪れた際の歓迎について日本知事団に感謝し、特に横川、宮内両氏に対して手厚い歓迎を受けた旨深い感謝の意を表した。

続いて、シャペル氏は内務省地方局長パレーズ氏に発言を委ねた。

パレーズ氏は、自分は内務省において、フランスのコミュヌ（市町村）と県にかかわる問題の全体を扱う部局を管理していると手短かに自己紹介をした後、次のように述べた。

『私はフランスの地方自治体の状況をこれからごく簡単にまとめて述べてみたい。まず最初にふれておきたいのは現状の特徴となつている点である。第一に、フランスの行政組織は依然として中央集権化されている—ということとは、つまり中央の権力とその諸機関がきわめて重要な役割りを果しているということである。もう一つの特性としては、コムユヌの数が非常に多く3万9,000以上もあり、その大部分には、当然のことながら、ごく少数の住民しかいない。換言すれば、これらのコムユヌの大部分はまったく限られた財政手段しかもつていないということになる。地方自治におけるフランスの組織の第三の特徴は、知事存在と役割りであつて、知事は一方では県の行政官であると共に、他方ではコムユヌの活動に対する国の監督任務を行なつている。最後の重要な点として、県とコムユヌは、大部分の外国の自治体と同様、多くの設備の実現に参加していること、しかし、多くの場合は国の財政的援助—補助金もしくは公債という形で行なわれる—なくしてはやつていけないということである。

以上の全般的な説明に引続いて私は、ごく最近行なわれた、もしくは現在企図されている県およびコムユヌ関係の改革にふれたい。とくにコムユ

ヌについて既に実現済みのものおよび実現を予定されているものについて申上げ、それに引続いて、レジオン（地方）に関する将来の展望およびパリ地方の特殊な組織についても2、3触れるつもりである。

コミューヌの組織についていうと、一つ以上のコミューヌについてなにかの問題が生じた場合の主要な問題は、勿論数多いフランスのコミューヌの合併問題である。約10年来、フランス政府はコミューヌの自発的な合併政策を手がけてきている。これは都市部についても、また主として農村地帯に見られる小規模のコミューヌについても同様である。われわれはこの目的のために、コミューヌ間組合もしくは都市地域と呼んでいる合併方式を用いた。

こうして、フランスでは800の組合と約80の地域を設置組織した。地域は主として市にかかわるものであつて、各地域は数個、時には10もしくは20のコミューヌをまとめている。これらの集りは常に自発的なものであつた。コミューヌの意思に反してそれらの合併を行なうようなことは決してするまいと決めていたのである。

この政策の結果として、約8,000のコミューヌが上記の組合もしくは地域に加入したのである。

約3年はど前から、コミューヌの合併をもつと深く、急速に進めることが必要だと考えられるようになり、第一段階として、政府と国会は、フランスの四大人口稠密地帯であるリオン、リール、ボルドー、ストラスブールを、“都市共同体”と呼ばれる形態の下に法制的に合併することを定めた法律を採択したのである。

コミューヌ組織の問題を、フランスの大人口稠密地帯の一部に限って扱つていたとはいつても、それと同時に一方では、この最初の成果に問題を限定することはできないことは充分認識され、その結果はコミューヌの合併に関する新しい法律の作成となつて現われている。ただしこの法律の作成はまだ完了していない。

この法律は近く国会で審議されることになるが、その中には無論次の点

がもりこまれることになろう。すなわち、フランスの全国土はコミューヌを
超えた区域に区分され、これにより、一定数の合併が実施される。この合併
が自発的なものになるか、法制的なものになるかの最終決定は、政府と国会
により行なわれる。この方式の内容は多分現存のコミューヌに、ある程度の
現行の行政的な権限を与えることにあり、同時に、合併されたコミューヌに
は、設備に関して重要な権限を付与するものと思われる。

また、大都市、例えば人口 10 万以上の都市については、都市共同体の設
置を義務づけることになりそうである。これら都市共同体は、現存のコミ
ューヌと人口稠密地帯全体という二つの段階の間における権限の配分に従つて
組織される。

コミューヌに関するごく簡単な以上の説明の後に、一言述べておきたいの
はレジオン（地方）の組織についてである。これまでレジオンは国の諸業務
のための組織上の枠組であつて、1955 年以降になつて組織されるにい
たつたにすぎない。実際、その当時には、経済の発展と投資にともなう諸問
題とくに計画化にとつて、県という枠はしばしば余りにも小さく、余りにも
せまいということが明らかになつていた。1955 年以来、われわれが考え
ていたのは、一定数の権限が投資と経済発展の分野でレジオンの知事によつ
て行使されること、そしてこの知事の傍らに地方経済発展委員会と呼ばれ
る諮問会議を設置することであつた。

これまでの所、レジオンは地方公共団体ではない。レジオンは予算をもつ
ていない。しかし、現在政府が研究している改革では、レジオンに、地方公
共団体に比肩すべき、あるいはこれとまったく同一の地位を付与し、同時に、
選挙による議会、予算、独自の権限を与えるということになると思われる。

この改革はいわば地方分権の努力にそつたものであり、換言すれば、中央
権力が自己の権限の一部を放棄してレジオンに与える—とくに設備と設備
の計画化の面で—ということである。これはわが国の行政組織の根本的な
変革であり、長い年月にわたる中央集権をやめるということである。この変

革の結果、レジオン段階での地方当局、つまり知事と新設予定の議会の権力は著しく強化されることになるだろう。

前途には克服されるべき多くの困難が横たわっている。私はその中の二つ、多分もつとも重要なものを指摘しておきたい。まず地方議会の選挙の問題があり、この議会には様々の職業部門の代表も参与させたいと考えている。第二の困難は財政的な性格のものであつて、レジオンに収入源泉を与えるために、現在は国のためにのみ徴収している税収の新しい配分を組織せねばならない。

最後に私はパリ地方の組織について一言述べたい。この組織はパリ人口稠密地帯の大きさという点からみて特殊なものである。というのも、パリ地方には 800 万以上の住民がおり、その中の 700 万以上がいわゆる人口稠密地帯に住んでいるからである。

ここ十年来、この地方にはいくつかの改革が行なわれた。その中で最も重要な二つの改革によつて、独自の収入源泉をもつ地方当局“パリ地方庁”が設置された。

他方、第二の改革として、パリ地方内の県を分割し、セーヌ県とセーヌ・エ・オワーズ県の 2 県は 7 県となつた。この中最も重要なものはいわゆるパリ市により構成された県であり、他の 6 県はこの周囲に配置されるにいたつた。

こうして二つの目標が追求されたのである。第一には、地方（レジオン）の利益にかかわるある種の投資を助長する地方（レジオン）財政手段を作り出すことによつて地方（レジオン）の統一をはかるということ、第二には、行政府と被行政者の間の距離を縮めようと試みたことである。このため既存の人口稠密の大きな県の規模を縮小し、地方（レジオン）全体の行政事務を扱う知事と知事行政部の数を増大したのである。

最後に指摘しておきたいのは、パリ地方（レジオン）における以上の改革は、いわゆるコミュニヌの組織にはふれていないということである。という

のは、コミューヌは、人口の大きさからいつて、実際にはほとんどの場合、相互間の相違はないものであるから、コミューヌの組織を変えようと試みるよりは、パリ地方（レジオン）に共通の問題を、地方（レジオン）と県の水準で扱った方がよいと考えられたからである。

以上が私の述べたいと考えたごく簡略な説明である。これについて御質問があればお答えしたい。』

質問 「レジオンというのは、行政的な単位、つまり、行政的な共同体であるか？」

答 「さしあたってのところ、レジオンというのは、われわれが行政区画とよんでいるものであり、その中には国の業務機関があるだけである。上述の改革の後では、レジオンが、その他に、県と同じ型の地域団体の枠となることも充分考えられる」

質問 「先程、地方経済発展委員会について話されたが、県議会は委員会と同じ性格をもつのであるか？」

答 「現在の県議会つまり県会（コンセイユ・ジエネラル）は選挙され、責任をもつた議会であつて、選挙されたということによつて独自の権限と税収—とくに県個有の—に由来する予算を持つている。現在、地方経済発展委員会の構成は一部だけが選挙された人々からなつていて、他の人々は任命制である。委員会は諮問的な性格の権限しか持たず、委員会が責任を有する財政面での決定権はない。」

質問 「この地方経済発展委員会は独自の権限つまり予算決定権を持つことになるのか？」

答 「独自の、新しい権限を与えられるのは、現在の委員会とはなるまい。それは多分、別な議会（コンセイユ）であり、その構成員は、一方では別に定める方法により市民全体によつて選挙された人々、他方では様々の経済、職業部門により選挙された人々からなるだろう」

質問 「この委員会に独自の権限が与えられない理由を伺いたい？」

答 「なぜならばフランスの制度、フランスの政治、行政組織においては、議会在が、租税を制定、決定し、税収を配分するといったことを主とする権能を行使しうするためには、この議会を選挙された人々で構成すべきだと考えているからである。これはフランス憲法の打建てている原則であり、伝統的にも普遍的に適用されている原則でもある」

質問 「地方には、内務省もしくは各省全体の出先機関、例えば徴税担当機関があるのか？」

答 「フランスの行政機関の大部分は地方部局を持っている。一般的な規則として、これらの部局は各県に設置されている。県はこれらの部局の組織上の通常の枠である。例えば大蔵省は租税、公共事業省はある種の投資、農林省は農業問題についてといった具合に。これらの部局はすべて、地方においては、各省全体を代表する知事の権限の下におかれている。しかし同時に、様々の専門行政機関、従つて様々の専門省とは結びついている」

質問 「地方経済発展委員会だが、この委員会は経済問題だけを扱うのか、それとも一般的な問題を扱うのか？」

答 「委員会はこのような問題、つまり一般政策には参与することはできない。委員会の参与は、われわれが全国的な面における地方（レジオン）的な側面と呼んでいるものを行動の中心としている。すなわち、問題になっている地方（レジオン）にかかわるプランの一部、とくに公共設備の分野を中心としている」

パレーズ氏への質問は終わり、次に、**政務局長 リュシアン・ウオシエル**氏が発言する。

ヴオシエル氏は各日本知事に、フランス知事団に関する小冊子を手渡す。表紙にはベルナール・ビュツフエの描いた内務省のボーヴォー広場に面した

玄関がのつている。氏は、この小冊子の中には、ナポレオンの兄弟の一人であるリュシアン・ボナパルトを初代内務大臣とする、革命以来の歴代の内務大臣のリストがのつている旨説明する。

日本知事側は、フランス内務省に関する主要な問題についてはすべて承知済みなので、ヴオシエル氏は直ちに質疑応答に入る。

質問 「フランスの知事の数は？」

答 「現役にあるものは 99 名であるが、実際にはもう少し多い。というのは、大臣官房あるいは国の委ねた役職についている知事もいるので合計すると現役知事は 130 名である」

質問 「県もしくは県庁における職員は増加しているのか、減少しているのか？」

答 「それは職員の数という意味か。現在、県における職員数が増加しつつあるのか、減少しつつあるのか知りたいということか。国の権限を知事の手に分散させるという政策の結果、県知事の果すべき責務は多くなっているため、それに応じて職員数はどちらかといえば増加する傾向にある。この分散政策は知事の決定権を増大し、行政府と被行政者を接近させている」

質問 「県職員の数は増加しているといわれたが、すると、他方では、国家公務員の数は減少しているのか？」

答 「只今の答で私が使った職員という言葉の意味は非常に一般的なものである。私は国の職員と県の職員の間には区別を立てたのではない。ひとつの県庁をとった場合、実際には二つの種類の職員が存在する。実をいうと、われわれは県庁に、十分な数の国家公務員を供給していない。県庁は、県の任務を達成するために、県自身の予算で職員を雇っている。しかし、国は一定の計画に従って雇用を実施するための財政措置を現にとっている。このプランによれば、数年後には（4、5年後）県雇用の職員数は減少することになっている。県庁は県の段階に

において国を代表しているのであるから、県職員は少しずつ消滅すべきものである。しかし現時点では事実上二種類の職員が存在する」

シャペル氏発言

フランスの県庁におけるこれらの事務職員はヴオシエル氏の管轄外である。ヴオシエル氏の権能は政治問題を別とすると、あとはいわゆる知事団だけである。県庁職員は内務省の別の局で扱っている。只今の質問に関連してわれわれが申し上げられるのは、現在約 18,000 名の国家公務員が 95 の県に配属され、知事の傍らにあつて、県の事務をとっているということである。かれらが国家公務員となつたのは、1940 年のことである。その内容はカテゴリー A としてアタツシエ、B には事務官、C には事務員、D 用務員となる。日本でもフランスでも人員について問題がある。県庁職員担当財政局長は 1969 年予算案の中で 1,590 の雇用を大蔵省に要求した。われわれが作成し、政府を通つて目下国会の委員会の審議にかけている予算案では、県庁アタツシエの雇用数を 183 しか見込んでいない。要求は制約され、追加雇用者はパリ地方（レジオン）の諸県庁と地方庁（レジオン）に配置されることになつている」

質問 「知事の年齢は制限されているか。つまり、知事は年齢にかかわらず職務を続行できるのか？」

答 （ヴオシエル氏）

「原則として知事は副知事の中から選ばれる。副知事は知事コースの職歴を経て、大体 45 才位で知事となる。もちろん例外はいろいろあつて、38、40 才で知事になる人もいれば、50 才かそれ以上になる場合もある。政府は副知事団にまったく属さない人を知事に任命することができる。いわゆる“局外者”である。しかし政府がこの手続を用いるのはごくまれであり、ここ 25 年来、この手続によつて任命された知事は 2、3 名しかいない。終わりに、知事職の停年は 65

才であると申し上げておきたい」

質問 「それは法律で定められているのか？」

答 「これは知事規約によつて定められている。政府直属の知事はこれより早く職を退くよう求められることがある。知事は 55 才、58 才あるいは 60 才で退職してもよい。60 才を過ぎれば早目の停年退職になることもある」

質問 「65 才になると、退職の義務があるのか。退職後の知事の給与はどうか？」

答 「現職にある間は給料を受ける。65 才以後は退職年金を受ける」

質問 「退職年金を受ける知事の資格は？ また、必要勤続年数は？」

答 「最大の場合、勤続 40 年を基礎として退職年金は計算される。これは上限である。勿論、勤務年数がそれ以下でも退職年金は受けられるが、金額は少なくなる」

質問 「退職年金を受けるための最低勤務年数は？」

答 「比例退職年金を受けるためには、最低 15 年である」

質問 「フランスの国家予算において、公務員給与の占める率は増大していると思うが。政府はこの比率を下げるために何か手を打っているのか？」

答 「私は最近の経験に基いてお答えできる。フランスでは五月にかなりの事件がおこり、ストの結果民間部門の給与が上がると同時に、公職関係の給与、俸給も上がった。公職関係の俸給が再評価され、その当然の結果として公職の給与、俸給は現在漸進的に増大している」

質問 「海外の公務員に対しては、政府は本土の公務員よりも多く支払っているのか。その場合のパーセンテージは？」

答 「パーセンテージは、海外県、海外領土によつて異なる。いずれの場合でも、俸給はフランス本土の約 40% 増しである。それに海外の公務員は、かなり実質的な離任特別手当を受け、その場合には勤務年数 4 年につき 1 ヶ月分である。

最後の発言は**レイモン・ボナル**氏である。ボナル氏は、水・森林農業土木主任技師であり、農林省技術協力常設使節団長である。

質問 「日本ではフランスの牛“シヤロレー”に関心を寄せている県が二つある。北海道と千田氏が知事をしている岩手県である。これらの牛には“口蹄疫”という病気があるとのことで、岩手県ではフランスの牛を自県に輸入したいと考えているのだが、この病気を懸念しており、原因を知りたがっている」

答 「これはとくに東方諸国から来た病気であつて、われわれとしてはこれがフランスに拡がるのを防ぐため、障壁をめぐらさざるをえなかつた。

ヨーロッパの口蹄疫は事実上消滅している。ビールスには A, B, C の 3 種がある。フランスで口蹄疫を発見された場合、一定地域内のすべての牛を殺している。また子牛については、生後 6 ヶ月以内に予防接種を強制的に行なつている。口蹄疫は事実上もう見られず、きわめて散発的に発生しているだけであり、この方はその都度消滅させている。われわれの恐れているのは、東方諸国経由の異なつた型のビールス（例えば中東の A 型）の侵入であり、このため、ロシア、トルコ、イラク、イラン、エジプト、シリア周辺に障壁を築くことを余儀なくされている。

フランスはワクチン製造工場を完成しているので、上述の国々におけるワクチン製造工場の建設に協力援助を行なつている。われわれの援助で工場を設立した最近の例はソ連であり、年産にして 5,000 万の三価抗口蹄疫ワクチンを作つている」

シャペル氏発言

「質問に完全に答えるため申し上げるが、フランスではごくまれに口蹄疫が発生しているにも拘らず、シヤロレー系の牛の輸出、とくに南米向けの輸出を中止してはいない。また、輸入国の規則によつて要求される場合でも、フランスは既に検疫機関を持ち、輸入国に口蹄疫の

感染の恐れが絶対ないと分かるまで、これらの家畜を隔離しておくことができる。例えば、フランスの大きな港—私がフィニステール県知事だった当時ブレストに作らせたが—においては、検疫所がありこれによつて、家畜を全面的な保証付きで外国に引渡せるようになっていている。

質問 「岩手県がこの牛を輸入する場合、農林省はこの病気に対する保証を与えられるのか？」

答 「絶対的な保証をする。しかし申し上げておくが、家畜を輸入する大部分の国では、これを生産に廻す前に、自国内で第二次検疫を行なっている」

質問 「昨年、岩手県では米国から牛を輸入した（今年は 400 頭輸入）。フランス農林省が絶対的な保証を与えるならば、岩手県に牛を輸入してもよい」

答 「貴国でフランスの家畜を飼育している方は何人かおり、とくに東京の曾田氏はシヤロレーのすぐれた飼育家である。とにかく、われわれとしては絶対保証する」

質問 「シヤロレーの話が出たが、外にも別種の牛がいるのか？」

答 「それは肉牛のことか。それとも乳牛のことか？ 肉牛であれば“リムズイヰーヌ”という種類があり、これはリモージュ近辺産の赤牛である。肉としては極上のものだ。この二つは肉専用であるが、このほかに肉牛としても乳牛としても使える混合種がある。例えば“ノルマンディ”，“東の赤白ブチ”，“フランス巻毛白黒ブチ”とその種類は多い。“フランス巻毛白黒ブチ”の原種はオランダのフリースラント産であつて、産乳量は非常に多いのだが、われわれはこれを改良して肉用にもなるようにした。フランスの牛の種類は 30 か 35 種類にのぼる」

シャペル氏は、“シヤロレー種”は大成功を博した旨確言する。

ボナル氏は続ける。

「シヤロレー種の牛は早熟（成長度がきわめて急速）であつて、飼料の質についても、ほとんど好き嫌いが無い」

質問 「シヤロレーは寒さに強いのか？」

答 「これはかなりの適応力をもっている。とくに交配させると好い結果がえられる。というのは、交配の場合はシヤロレーの牝牛を使い、これを、その土地の気候と食物に既に適応した土産の牝牛にかけ合わせる。すると一般的にいつて、肉牛の生産の点で非常によい結果が得られる」

質問 「シヤロレーに適した飼料は？」

答 「野原にいる虫である。これに対して“リムズイーヌ”の方はむずかしく、収容して、面倒を見てやらねばならない。アルゼンチンあるいはブラジルに住む“シヤロレー”は、高地の草を喰べている」

シャペル氏発言

「日本では北海道にシヤロレーを輸入していて、とくにうまくいつている」

質問 「2, 3 才のシヤロレーの値段はいくら位か？」

答 「2, 3 才だと値が張る。良質の牝牛、つまり血統書つきで、子牛も作つたことのある牝牛だと 10,000 から 30,000 フラン位だと思ふ。これは優良選定牛の場合だ。しかし一般には牝の子牛つまり 1 才あるいは 9 ヶ月位の子牛の時に買う方が多い」

質問 「1 才の牝牛の値段は？」

答 「一般的にいつて、1 才の牝牛はいく分安い。大体 5,000 から 10,000 フランである。

この問題がとくに横川知事の関心の的であるならば、フランスにシヤロレー専門研究視察団を派遣されるとよいと思う。できれば 3 月頃がよい。というのは、3 月にはポルト・ド・ヴェルサイユで非常に大

きな共進会が催され、フランスの全地方から優良家畜が集まるからだ。この大展示会にはあらゆる農業機械と家畜（フランスで最優秀の）の見本が見られる。例えば、犬、羊、牛、豚、馬、にわとり類であるが、この外にも、ぶどう酒、チーズ、その他あらゆる農産物が出品される。視察団の方々はこの後で、田舎に行きシヤロレーをごらんになるとよいと思う」

質問 「フランスの肉牛の現在数は？」

答 「この型の牛は 200 万頭で、全体の 12%である」

ボナル氏は、今横川氏に渡した本の中には様々な種類の牛のリストがすべて載っている旨、全知事に指摘する。「シヤロレーは中央山塊の北側つまり、アリエ、ラ・クルーズ、ラ・ソーヌ、ロワールの各県に産し、ドルドーニュ県にも少しいる。フランス中央部ではヌヴェールに産する」

質問 「シヤロレーに乾草をやつてもよいのか？」

答 「いつもそうしている。つまり飼料は 2 種のものからなり、その一つはグラニュー状に圧縮したウマゴヤシだが、胃の消化のためにはこれを一度膨張させてやらねばならない。それから、胃が収縮するようにワラと乾草をやる。しかし一回の量がある程度なければ、胃は収縮できない」

質問 「冬の間、羊は放牧するのか？」

答 「一般には、収容して、保存用乾草、少量のワラ、濃縮ミネラル、濃縮ウマゴヤシ、あるいはこれに類したものを与える。しかし、一部の耐寒種については、完全な放牧が拡まりつつある。

これは横川氏に関係したことだから、シヤロレーに関する資料をお送りする」

次いで、ボナル氏は、日本知事に対して、来年大阪万国博の際には、フランス農業の紹介にスタンドが一つ用意されるから、見に来て頂きたいと述べた。

質疑応答は以上で終り、18 時閉会。

た。

質疑応答は以上で終り，18時閉会。

知事会議は午後 6 時過ぎ終了した。それより日本を訪問されたルシヤン・ボッシェル氏の招待が料亭「京都」で催された。「京都」は 2 度目であるが両日とも満員の盛況である。

夕食後ビダール知事の案内で「リドー」の大スペクタクルを観賞した。華麗な踊、洗練された演技等は観客を魅了するに充分であつた。パリの夜の情緒を満喫して、ホテル・ブリストルに帰つたのは、午前 1 時を過ぎていた。

(ハ) 第 3 日 (10 月 16 日) パリ

ホテルを午前 9 時に出発し、先ずパリ再開発 A 地区デフアンヌを訪れた。ホテルからシヤンゼリゼー通りに出て、凱旋門を後にし、「リドー」の前を通り、北方に向つて進む。途中の曾ての商店街や住宅が事務所に変つている。商店は次第に遠くへ逐われ、住宅は郊外に移つているのである。大きなロータリーに出たが、昔のロータリー方式を改変する工事が行なわれている。説明によると、「ロータリー方式は今や時代遅れであり、現在では立体交叉にしなければ交通緩和にならない。パリでは主たる場所に門が多いので、その下を交叉さすことは重量のため大変困難であるが、地下鉄などはロータリーを円形に通るようにしている。今日まで地下鉄は市内交通機関であつたが、今後は郊外から市内入口までの機関となろう。」と。約 40 分余りでデフアンヌの本部に着く。

デフアンヌは、セーヌ河を見下す小高い丘の上に新都市を開発しようとするのである。本部の事務総長の説明は次の通りであつた。「パリ再開発は、A 地区、B 地区の 2 地区に設定され、このデフアンヌ地区は A 地区として 1 千ヘクタールの地域のモデル開発である。セーヌ河の向う側の労働者街を新市街地に建設しようとするのである。その構想は、80 万平方メートルの事務所地区、15 万平方メートルの商工地区、7 千平方メートルの住宅地区を予定している。この開発は、パリの自動車数を 1 日 6 万 5 千台と予想し、その騒音と排気ガスの害を無くしようとするのである。高さ 220 メートルの格差を区切つて、2、3 階の所を道路とする人工的な地表を作り、事

務所地域は高さ平均 100 米の地区とし、高さ 50 米のオフィス・ビルが 20 も予定され、商工地域は高層建築として地表 1 階地区を予定し、住宅は中低層住宅として 4 階建てで四角形の中庭を取り入れた設計である。道路は 2 階、3 階の地表に設営し、自動車は道路の下を通るので事故は起らない。騒音は地下に吸収する。地下に 2 万台の自動車パーキングを数ヶ所設ける。人々はそこからエレベーターで事務所に通う。公共運輸機関は鉄道、地下鉄、バスを予定し、地下鉄については町の中心に駅を数ヶ所設ける。地下鉄の速力は時速 80 キロとし、凱旋門の間を 4 分間で走る。バス停車場も町の中心に設ける。町の中心にヘリコプター場を作り南北両国際飛行場と連結する。この地区は集団冷暖房である。

この開発実施のため、当本部は土地収用権を与えられている。土地収用については、何人も反対出来ない。警察力の動員も行なわれる。地価評価は大蔵省の監査官により決定される。

この開発の建築は、殆ど米国的であつて、コンクリートとアルミニウムの近代的な巨大な建築が沢山建築中である。現在迄のパリ建築との調和が問題となつている。この従来からのフランス人の生活環境へのノスタルジーとアメリカナイズについては、相当関心を用いている。27 ヘクタールの公園、住宅内の庭園等の設定や他の地域への新築移転等である。また、公会堂その他の催しもの、市場、マーケットを初め、文化地区を設定して、博物館その他の文化施設を建築中である。

この開発は 公共的性格であるから、財源は国及び県の負担金、補助金、借入金他に、施設利用者の納入金によるのである。例えば交通機関や道路の予算は 全予算の 22%だが、国道は全額国、県道は県の負担とし、地下鉄は地下鉄公団の負担であるが、国が 22%補助している。土地買収や地表建設等公共部分の建設は 当本部が行なうけれども、その財源は国から 8 年間借入、利率 2 分 5 厘である。収入としては、個々の建物は民間利用者が本部の青写真に照応して建て、土地代、権利金を利用者が本部に

納める。収入金の中から国の借入金を償還するのである。収支の差額は地区管理費に充当する。この開発事業の完成後は、本部は管理人となる。

限は 30 年である。各施設の管理は民間会社に委託する。

この開発事業は、総て当本部が行なうのであり、このことが諸建設遂行上有 通ずることとなり、能率的であり、円滑な遂行を見せている」と。

本部を辞して、ブーローニュの森を自動車で通り抜けた。この森は広さ 6 万平方キロで、ナポレオン三世以来今日迄この保護のため努力を続けて来た。森の中には 競馬場もあり、また 2, 3 の池も保存されている。自動車運転の未熟者がここに乗り入れるので、事故が多いそうである。売店は規制されており、昔からのものだけが許されている。12 時過ぎにエツフェル塔に着いた。フランス知事協会主催の午餐会が催された。会長 ジャン・シャペル氏、副会長ピイ・クロツシエダン氏、ジャン・ヴオジュール氏並びに知事協会事務長レイモン・モリス氏を初め、多数のフランス知事が出席されて、われわれを歓迎されるのである。エツフェル塔は、やはり美しくたくましい。東京塔はエツフェル塔を真似て作り、而も 1 米程高いそうであるけれども、その線の美しさは遙に及ばない。

午餐会終了後午後 2 時 30 分より 5 時 30 分までの間、国営放送局を視察した。この放送局はセーヌ河にそつて、ルーヴル美術館、シヤイヨー宮の西側にある。放送の国営機関と、ラジオ・テレビ番組製作のための一切の芸術的・技術的設備が、この硝子とアルミの建物の中に置かれている。現在 フランス最大の国立建物であつて、15 万平方メートルの広さであり、所要資金は 2 億 5 千万フラン、アンリー・ベルナール氏の設計にかかる建築である。12,000 人の職員がいる。サロン 4, スタジオ 62 を持っている。フランスは民放はなく、放送事業は国営であり、情報大臣の監督に属している。

放送内容は、報道、娯楽、文化教養、演劇を主たるものとし、放送時間は年 6 万時間、聴取者は 1,500 万戸、チャンネル 3 本、聴取率 33%

である。センターは、暴徒に占拠されることのないように、その守備は極めて厳重である。その資料館には、レコード百万枚も蒐集されていて、日本のものも相当数に上っている。例えば子守歌、数え歌等がある。また、日光その他日本の有名な観光地の写真が飾られていた。

夕刻 6 時前に放送局を出発して、6 時に総理大臣を官邸マテニオンに訪問した。モーリス・クーブドミユルビル総理大臣は、会長を初め一行と握手を交わされ、貴賓室に招じられて相互挨拶を交わされた後、種々懇談が続けられた。特に日本における知事の公選制度について質問され、会長よりその得失について述べられたが、熱心に聞いておられた。総理大臣は実に謹厳な感に打たれるとともに、もの軟らかさは親しみを覚ゆる貴人である。

午後 8 時より駐仏大使の晩餐会が大使公邸で開かれた。内務大臣代理、パリ市長、警視總監その他多数の官吏が出席され、盛大な歓待の裡に終了した。大使の御厚意を謝す次第である。

以上で 3 日間のパリ日程が終つて、明日から地方視察に出掛けるのである。パリ滞在中にドゴール大統領を訪問する機会を失つたことは、誠に残念であつた。しかしこれは日本知事側の日本出発が一週間変更したためであつて、余儀ないことである。

(二) 第 4 日 (10 月 17 日) パリ→イブリーヌ県, イゼール県

いよいよ本日から地方視察に出掛ける。午前 9 時ホテルを出発し、自動車にてベルサイユ観光である。宮殿に着くとイブリーヌ県の副知事が出迎えられていた。誠に感謝の至りである。この宮殿はルイ 14 世の建築にかかるものであり、王権集中を目的とし、宮殿の中は一族の部屋がそれぞれ各人毎に用意されていたのである。平素は王一族の狩猟の基地となつていたようだ。「美女の階段」はピレネー産の大理石で飾られ、王姫の特別室には、箆笥の大きさの宝石入れがあり、部屋は周囲を金粉で塗り立て、ハーブが置いてあり、6 つの書庫があるが、一つも読まれてないそうだ。

革命当時、この王姫の生活が非難されたのである。閣議室には1個の机だけだ。当時は王のみは腰を掛けるが、各閣僚は起立したままで閣議が行なわれたのである。王の部屋には製作に9年を要した事務机がある。1753年の時計が今もなお動いていた。なお1万年間そのまま動くのだそうである。王一族の礼拝室、大劇場としても決して劣らない様な演劇室もあり、演劇の際は30万本の蠟燭を立てたのだそうである。その権威の程がうかがわれる。第一次大戦の平和会議が開かれたことは、衆知のところである。

宮殿の隣地のグラン・トリアノンを見る。これもルイ14世の命によって、マンサールの手により大理石で作られたものである。ナポレオンも此所を愛用した由で、彼の愛用の宝もある。最近になつて崩壊寸前になつていたが、3年の歳月と250人の労働力を費して修復工事が行なわれた。現在ここは、フランスを訪れる外国の元首の迎賓館となつている。

ベルサイユ観光を終り、副知事の案内で自動車にてイブリーヌ県庁を訪ねる。知事はパリでの全仏知事会議に出席のために不在であり、令夫人の御歓迎を受け、夫人の心のこもつた午餐をいただいた。アーモンドかけの虹鱈、牛のヒレ肉、サラダ、チーズ、いちご入りのシャーベットが供せられ、赤白の葡萄酒に舌鼓を打つた。丁度その最中に川端康成氏が年度のノーベル文学賞を受けることに決定した情報に接し、一同拍手をもつて喜び合つたのである。また、副知事に対し知事の公選の是非を尋ねたところ、副知事は「政府が民主的に成立しているのであるから、官選知事で充分であり、公選とすることは複雑化し、能率的でない」と云われた。また夫人は「フランス南部の人々は余り働かない。北部の人はよく働く。従つて北部は繁栄し南部は貧しい」などと、歓談は続き、和気に満ちた午餐であつた。県庁舎はナポレオン時代の建造物であり、その庁舎の一部が知事及び副知事の公舎となつていることは全く意外であつた。そして知事の事務室の装飾や調度品は総て知事夫人の工夫によることになつているのに

は、一寸驚いた。県庁舎の裏庭は小公園の感を与えるほどに立派に設けられている。恵まれた執務環境である。

イブリーヌ県は、1964年制定の法律により、在来のセーヌエオワーズ県が廃止され、その一部（西部）が新たにイブリーヌ県として発足した。パリ地方を構成する8県の一つである。

小憩の後、夫人と副知事に玄関迄見送られ、夫人を中心に記念撮影をして、自動車で飛行場に急いだ。

飛行機はローカル線で小さかったが、良天候に恵まれ、快適な飛行を続け、途中遠廻りしてアルプス連山を眼下に見下すのであつたが、モンブランが美しく映えていた。飛行機は無事グルノーブル空港に着いた。空港では県の係官数名の出迎を受け、自動車にてグルノーブル市に向つた。車はアルプス山麓の美しい村落を縫つて走つた。

グルノーブル市への途中で、アルプス山麓のブアロン町を通る。この町のリキユール醸造場グランド・シャルトルーズ社を訪ねる。この醸造場は11世紀頃の修道院であつたものだ。当時修道院は食事は自給自足であり特に医療に困難したために、下痢や食欲不振の胃薬を研究し、医薬として作つたリキユールである。作り方は、山麓の植物（食用及び薬用）130種の草を完全にバランスのとれた混合物とし、これを蒸留するのである。このシャルトルーズ酒の神秘性は、その誕生とともに始まつた。それを発明したのは誰であるか不明である。16世紀から18世紀の年月を経て、1737年この酒の貴重な文献がグランド・シャルトルーズの手に渡され、化学者ジェローム・モーベツクの幾多の実験の後、この製法に成功し、臨終の床で最も重要な点のある修道士に口述した。以来この製造は極秘にし、従事者は僅かに3人の修道士のみであり、今日に及んでいる。製品は樽詰で当初1樽1万リットルであつたが、現在は15樽を作っている。大統領夫人ロテイ女史、英国ヴィクトリヤ女王が訪問されている。一行は青色と黄色のリキユールを賞味し、また土産として2瓶いただいたので、日本迄

無事に持つて帰るまで、大変な注意を払ったものである。

グルノーブル市のホテル・アポテルに着いたのは、午後 6 時 30 分であった。同 8 時から、イゼール県庁で晚餐会が催された。終つて副知事、総務部長等の案内で文書の受付、所管部局への送付、県民の苦情処理回答等の機械化による輸送の状況を見たが、これはイゼール県の自慢の設備らしい。文書が受付から逐次機械で所管部局へスムーズに送られている。また苦情処理も所管部局から直ちに回答書が機械で送られてくるのである。日本では県民が長い廊下を所管部局を捜しながらあちらこちらと歩き廻るのと雲泥の相違である。

(ホ) 第 5 日 (10 月 18 日) イゼール県, グルノーブル

午前 9 時ホテルを出発し、イゼール県庁を訪ねる。知事はパリで開かれている全仏知事会議に出席し不在である。官房長アルベール・ウーリッシュ氏の歓迎の辞があり、市の公共事務局長ロレシイ氏を次のように紹介された。

「ロレシイ氏は道路、橋梁の技師で、公共事業局長である。オリンピックが開催されるに際し、交通問題を適正に措置され、オリンピックを支障なく運行することができた功労者である。現在グルノーブル南側の拡張計画を実行している。フランスの都市計画研究会の会長に就任している」と。

同氏は、グルノーブル市の都市計画について詳細にわたつて説明した。「グルノーブルは標高 200 米のアルプス山麓（沢の底）にある市である。高い山と谷間に取り巻かれた市であつて、山を越えなければ平野には出られない。市は積雪は少ないけれども、イゼール県としては積雪多く雪害も大きく危険である。また、2 大河川の氾濫による水害も大きい。これ等の対策としては、雪害防除のための特殊道路の建設、河川水害防除、融雪排雪対策、住宅危険防除対策等を検討している。特殊道路は建設費用が多いので、新しい主要道又は特殊地帯につき行ない、橋については暖房設備をつけている。河川水害は、1 時間 200 平方メートルの出水であり、水害は夏

季の雪融時，降雨期に甚だしい。これについてはダム建設によつて調節している。融排雪については薬剤を用いる。住宅については地すべり、落石防止のための保護措置を講じている。

グルノーブルは水力発電によつて経済地盤が立っていて、これによつて化学工場等の設立が伸張した。人口は集中し，大学や研究所が設置されるようになった。人口集中度はパリに次ぐ高さである。かく若人の魅力をもつ市となった。人口 62 万，この 10 年間 5%の増である。冬季オリンピック場として選ばれたのも，以上の事由もその一つである。

都市の交通問題としては，鉄道が市の中心を通っているのを切断して，市の端を通るようにし，市の中心部の交通を害さないようにした。新鉄道は地下又は高架として交叉しないようにした。高速道路リヨン線，バアランス線等 4 本を新設した。大学都市建設についてであるが，新市街の発展により 19,000 戸住宅増となっている。今迄のグルノーブル市の中心は，人口増に対処するには過小である。毎年中心部のみで 2,000 人増えている。どうしても中心部を二つに分けて，第 2 の中心部を作ったのである。それは大学を集中する大学都市とし，学生 24,800 人の学生数に達しており、今やフランス第 3 の学生都市となった。

グルノーブルの将来については、建設委員会で計画を検討している。谷間と河川流域の研究が中心である。1986 年には人口 817,000 人，2000 年には 1,000,000 人を予想している。市計画としては中心部は 600,000 人を限度として考える。対策としての問題点は，新しい町を作るか，又は小町に分散さすかである。オリンピック費用については国の補助如何が成功不成功の別れとなる」と。

ここに，グルノーブルの市政について述べることにする。フランスにおける中央政府に対する地方自治体や住民の抵抗については，多々論ぜられているのであって，これ等は歴史と伝統の上に立つと同時に新しい時代に伸展を図らんとするものが多いが，この中央集権に対する抗争は，それに

よって中央との巧まない調和を来たすものともいわれている。ド・ゴール流の「指導された民主主義」が必ずしも独裁政治とならないのもこのためであるとされている。

グルノーブルは昨年の冬季オリンピックの開催を契機として、新市政が誕生し3年余になっている。この新市政は、民衆の参加する自治として出発したのである。そして今日その成功を見ているのだ。グルノーブルはフランスのすべてがそうであるように、古くて新しい町である。アルプス越えの通路に当る町として、また軍事上の重要地点として発達して来た。この市は14世紀の創立という古い大学を中心として、小さいながら歴史を誇る町である。市の中心部の旧市街の古い家並の固まりは、先祖代々のグルノーブル人の歴史をしめしている。戦後の発展は著しいものがあり、金属加工業、電気工業等の発達と原子力研究所の設置等により、人口の急増を見て今や50万人に達し、新しい町としての様相を呈するに至っている。冬季オリンピック開催地と決定されたのも、この古くて新しい発展に事由があったのである。

しかし、このオリンピック誘致が、古さと新しさの矛盾が爆発するきっかけとなった。当時市長はドゴール派に属する人であったが、市政は旧態依然として住民の不満のうちに、オリンピック準備のために、フランス全国で1, 2を争う重税となった。ここに住民の不満が勃発した。特に技術者、大学教授、婦人などで「市政行動連盟」(GAM)の組織が生まれ、「住民のための市政」を求める運動となった。即ち「市民党」の結成である。何れの思想、宗教を問わない組織であり、地方選挙に候補者(原子研究所ディベドウ氏)を立てて勝つたのである。

ディベドウ市政は、オリンピックの方針変更、市政改革、民衆の政治参加の3政策の下に、着々実績を挙げた。オリンピック準備については、「市民生活向上」という方向に転換し、選手村の建設はすべて本格的住宅建設に切り替え、高層アパート群が建設された。道路も中央の示した

都市計画を変更して新都市計画を策定し、「市民のための道路」として生かすこととした。市政改革としては、各行政部門毎に審議会を設けて行政担当者とし、市の行政部局の職員の指揮に当らせた。即ち市議会が実質的に市政の主人公となり、議員は市民のための奉仕活動をする事となった。この改革は「パリ・コンミュンの革命の経験から学んだものだ」と称している。GAMは選挙後も市民党として活躍し、住民参加を目標として、政策委員会で政策を検討し、建議活動を続けている。住民対話、全市民集会を開くなど、「住民のための市政」実現に努力しているのである。

また市当局は内務省が奨励している市町村協力方式を逆手にとって、反中央政府の市町村を中心とし、周辺30ヶ村の協議会を作り上げて、中央政府の都市計画、産業配置計画とは別に、独自の地域計画を作り、これを中央に要求していこうとしている。これは中央の意向や計画に対する住民の抵抗の表れである。この動きに対し、中央は最近の経済開発計画の中で、グルノーブルはこれ以上の工場は集中すべきでないという態度を示し、市当局の新工場誘致計画は殆んど中央政府の許可を得られないという事態に立ち至っている。今やフランスの中央集権に対する地方自治体と住民の抵抗との対立である。ここにグルノーブル新市政と新時代の様相がうかがわれるのである。

そこで、グルノーブルは、新市政の下に如何に近代都市の建設と施設の整備に邁進しているのだろうか。

1 冬季オリンピック施設

スケートリンク、スピード用環状リンクを建設し、近隣の様々をスキー場（回転、ジャンプ、ボブスレー、ソリ等）を整備して、近代的なスキー・スケートセンターを作りあげている。

2 大学都市の建設と大学施設の整備

(1) 大 学 の 整 備

曾ては野菜畑のあった場所に建てられたサン・マルタン・デール・エ・ジェル¹⁾の大学は、グルノーブル市の入口のすぐ近くに設立と決まった。これはこの地方首都に充分相応しい大学である。グルノーブル大学は教授とその周囲に集る専門家達の大半をこの場所に集めたのである。学部としては理学部、法経学部に文学及び人文学部が、この大学区に集結されたのである。学部の外に研究所や高等専門学校や研究所センターも同じ場所にある。医学部と薬学部はラ・トロンシュ病院の近くである。しかし、なお多くの大学施設や科学研究所が種々な理由から市内に残されている。

大学構内は通常考えられているような構内の性格とは異っている。学生の生活が外部との接触なしに出来るようには設計されていない。寝泊りや、食事をする事は出来るが、構内では買物する事は出来ない。娯楽設備はごく僅か限られたもののみで、その代りに市内との交通の便には非常に低料金のバスが 15 分間隔で非常に夜おそく迄動いている。

(2) 動 的 な 大 学

地面の最初の買収にとりかかったのが 1961 年である。最初の建築が始ったのは 1962 年の 10 月であったが、それ以後建築は、このグルノーブル大学の活動性を反映して急速に進んだのである。

1950 年に 4,000 人であった学生の数は、

1957～58 年に 6,500 人

1965～66 年に 18,460 人

1966～67 年に 19,000 人

と増加した。

1970 年には 32,000 人の学生数を予想しており、その大半の者はこの構内で講義を受ける事になるであろうと考えられている。

予測は下記の通りである。

学部及び大学施設の学生……………22,000 人

工業専門学校……………2,500 人

高等技術養成所……………7,500 人

上記の成長率は、フランスにおける大学の中で最も重要な成長をなしている大学の一つである。即ち 1950 年から 1964～65 年迄の間のフランスにおける大学の平均増加率が 120%であったのに対して、グルノーブル大学のそれは 306%であった。

1956～57 年から 1966 年 6 月迄の間の平均増加率が全フランス本国のが 140.3%であるに対し、グルノーブル大学のは 255.7%である。これは前期の期間中 16 大学中 13 番目であったものが、今日では 21 大学中 8 番目になったのである。

建造物周辺の空地には新たな拡張をするのに充分の余裕が残されている。

(3) 諸 施 設 の 整 備

先ず第 1 に体育施設であるが、学生用のスポーツ施設も充分考慮されている。運動場の他に体育館がある。2,200 平方メートルの広いスポーツ用ホールがあり、柱が全然なく、柔道場とか体育室とか亜鈴体操室とか用に改良された特別室がある。又、競技用として規定通りの 50m×15m のオリンピック型式の屋根付暖房付の素晴らしいプールがある。プールの建物には、見物人用の観覧席付の総合スポーツ用大ホール二つがついている。第 2 に大学事業センターの参加についてであるが、大学事業センターは、大学構内に多くの住居を設け、2 軒のレストランを開店した。

女子学生用としてベルリオーズ住居に 900 室、更にその他にガブリエル・フォーレ館に 300 室がある。他方コンディアック住居に 400 室がある。男子学生用として西館に 1,050 室があり、コンディアック館に 400 室がある。

バルナヴとディドロ食堂は各々 1 日 5,000 食の支度ができる規模のも

のである。デイドロ食堂には 250 席ある事務員用の食堂もある。第 3 と
して大学当局に属さない施設である。大学本来の施設以外のもの、即ち監督
が文部省に属していない次の諸施設がこの大学構内にある。

- ア. C. N. R. S. 研究所の建物「自動翻訳所と植物マクロ分子研究
所」
- イ. 製紙及びセルローズ工業技術センター
- ウ. 山村農業研究センター「農務省管轄」
- エ. 社会向上の家
- オ. 学生並びに青年労働者用の集会場

(4) 「社会向上の家」について

国家及び県は、社会向上基金の補助の下に「社会向上の家」を建設し、
この地方における社会向上の活動の発展を容易にしようとしている。

この活動はグルノーブルの「社会向上の家協会（1901 年の組合法）」
によって運営されており、運営委員会は 21 人の委員より構成されている。
そこには 100 人用の教室が 1、25 人用のが 6、講読室が 1、レストラ
ン、カフェテリアが 1、更に個室が 120 ある。

そこでは団体個人両方の向上のための訓練を与え、又、文化活動（夜会、
映画、展示会）を行っている。

長期間の書類により、個人や団体が提出して来る問題について報告し、
社会向上誌を 2 ヶ月に 1 回発行する。また、この地方の社会専門団体全体
から提供された問題を研究し、又この団体そのものがグルノーブルの社会
向上の家のとるべき任務について新たな行動を指導するのである。

3 大学図書館

館長は女性であつて、司書官女 1 男 2、副司書官女 8 人、事務職員女 7 名である。閲覧時間は午前 9 時から午後 11 時までである。図書貸出制度があり、また他大学との図書貸借も行っている。定期刊行物を出版し、閲覧者の便宜に供している。統計蔵書は 42 万冊、雑誌 1,600 種に及んでいる。予備教育の学生のための図書室も設けられている。なお医薬学部図書館は別棟となつている。

- 4 「学生の家」は 1934 年（昭 9）に設立され、レクスポジション公園の向い側に位置し、ヴェルダン広場から数分の所で、新しい大学図書館から目と鼻の先にある。「学生の家」の主要部分は、国、クルノーブル大学及び外国人学生後援会からの援助によつて整備された。現在 97 の個人部屋がある。グルノーブル市の寄贈と大学の買収による隣接地の上にグルノーブル大学低家賃住宅協会は、1952 年に、食堂 1、シングルベッドの部屋 127、ツインベッドの部屋 73 の増築を実現した。内部の設備は文部省によつて実現された。「学生の家」は現在、363 名収容することができる。

5 文化センター

文化を万人の手に届くようにする目的をもつて、近年中に 20 の文化会館が作られ、10 年後には各県が文化会館をもつことになるのである。それぞれの文化会館は地方にとつて芸術の反響箱となり、これまではパリの専有物であつた大規模な文化的催しが地方でも開かれることになる。これは文化をすべての人の手にとつてという試みである。グルノーブルの近代都市化は、その使命が単にスポーツ又はツーリズムだけにあるのではなく、文化的使命をも有することを明示することであり、また社会的又は教育上の理由で文化から離れていた住民が文化に近づくのを助成しようと努める必要がある。これがグルノーブルに文化会館を設置した事由である。設置当時は小規模であつたが、現在は大規模の立派なもので

ある。客席も充分満たされ、音楽施設も整備されている。建設場所は現在の町と将来のグルノーブルとの交叉点にあつて、今のところ余り人気の良い場所ではないようであり、町の他の部分との交通も余り良くないといわれている。しかし、住民と文化との間に実り豊かな接触が行われることは、グルノーブルの誇りである。

(へ) 第6日(10月19日)、バスアルプ県、アルプ・マリタイム県、ニース。

午前9時にホテルを自動車で出発する。今日はナポレオン・ルート(グルノーブルよりフレンチ・リビエラへの道)を通つて、アルプス越えをナポレオンと逆に走りニースに出るのである。間もなく山間部に入り、左手にこのルートの最高のロ・ヴユン山を見ながらバヤール峠へと上つて行く。その峠に近いところに馬上豊かなナポレオンの銅像がある。彼は1815年にエルバ島を脱出してこの地に達し、かつての部下その他の集結していた支持者とともに、隊勢を整えてパリへ凱旋したのである。当時が偲ばれてならない。左手のラツク河にはダムが3ヶ所建設されている。下流地域の農業用水のためのものである。峠を越えてニースに出る間にオート・アルプ県とバスアルプ県とがある。前者は高アルプス県、後者は低アルプス県と別名で呼ばれている。ギヤブ町で下車し、オート・アルプ県庁に立寄り、お茶をいただいた。デイニュ町に着きバスアルプ県庁を訪ねる。知事アンドレ・テイシー御夫妻並びに県幹部職員出席のもとに、午餐が供された。席上知事は『立派な日本の知事をこの小県庁に迎え光栄である。粗食だが日仏知事の新しい関係に寄与することが出来れば幸である。短い時間だが皆さんの旅行中の一つとして記憶に残るよう願つている。日仏知事の親善と日本の栄光を祈る』旨の歓迎の辞を述べられ、次いで桑原団長より次のような答辞があつた。『本日は快晴であつて、ナポレオン・ルートのドライブは快適で、絶景を眺めつつ到着した。知事御夫妻の御出迎並びに御馳走をいただき感謝で一杯であり、御心づくしをこの美しい景色とと

もに忘れ得ない。日仏知事会議は今後も長く続くのだから、是非訪日して下さい。フランスの栄光をたたえる。』

県庁を辞して、車は平野地帯を走る。デイニュ町までは平野である。この地帯は果樹の村と呼ばれるだけあつて、殆んどが畑地であり、梨や林檎を植栽している。地中海が遙かに美しく眺められる。カステエレナ町で小憩してニースに向うのである。午後6時30分ホテル・ボー・リヴァージュに着いた。このホテルはアメリカ波止場、英国人の散歩道に面した立派なホテルであるが、貴賓室がその通りに面していて、眺めは地中海に面した絶景であるが、今は自動車の騒音に安眠出来ないで、却つて他の悪い部屋の方が静かでよくなっている次第で、部屋の改装、やり繰りも必要になつている。世の移り変りである。

アルプ・マリタイム県庁で副知事及び県幹部職員と民間有力者達によつて、レセプションが催された。

(ト) 第7日 (10月20日)

午前9時ホテル発、マントン市で建設中のリヨン線(パリ、リヨン、マルセイユ間の路線)高速自動車道路の谷間を渡す橋梁現場工事を見学。次のような説明がなされた。

『高速自動車道建設には三つの条件がある。大変金額が必要であり、多数の労働者の動員が出来なければならない。また建設会社が優秀であることが大切である。この道路には2種類に分つて考えられるが、一つは町から出る人々のための道路と、町から町を結ぶ道路である。前者は国の補助があり通行は無料である。後者は非常に金がかかるが、国の補助と65%の起債で財源措置をしている。この道路については、行政監督が行われ、国の公共施設総局で行われている。この道路は民間会社で経営しているが、イタリアーでは高速自動車道事業団で経営している。

この道路の建設においては、村や街の地域を60万平方メートル削り取つた。

今迄にないことである。埋立については、80センチメートルの石を土台とし、ローンは他から運び込んだのである。全長10キロメートル、全費用は3,600万弗を要し、普通の道路の4倍である。左右2車宛4車線とした。この建設のための土地収用に5ケ年間を要した。イタリア側も目下工事中である。インターチェンジは両国それぞれ1箇所宛である。この建設において基礎工事は地下120米迄足をいれている。足は薄く細いが、鉄骨が長いので全体で充分堪えられる訳である。勿論地震についても考慮して設計してある。

このような高速自動車道路は、これのみでなく、更にバアランス線その他2本計4本を新設する計画であり実行中である。フランスの近代交通対策の熱意がうかがわれる。

一行はマントン市への帰路の途中で市設ヨットハーバーを見物し、マントン市庁舎を訪れた。市庁舎は市の行政を所掌するのみでなく、結婚式場でもある。市庁舎の一部である結婚式場は、ジャン・コクトウの人生を象徴する壁画で囲まれ、正面は結婚式に立会う市長その他の人達の高座があり、サイン台が設備されている。常陸宮御夫妻及び藤田画伯の署名があつた。マントン市長エフ・パルムロ氏の一行歓迎の午餐会がレーヌ・アスト遊歩道にあるマリア・セレナ別荘で催された。此所は高台の景観に富んだ立派な別荘で、玄関には日本の国旗が掲揚され、その下にハイビスカスの花が美しく芳香を放つていた。心こもれる午餐をいただき、庭に用意されたパラソルの下で美しい花を賞でながら喉をうるおした。すぐ下のシミエの修道院の庭の花壇は美しく色どられていた。市長は次のように挨拶された。

「私は4年前に日本を訪れたが、日本の経済発展に驚いた。特に造船技術は素晴らしい。日本は同時に文化国家であり、今般川端氏がノーベル賞を授与されたことは、日本の栄光である。この発展の基盤は地方自治の賜だ。この地はフランス国の中で一番イタリアに近く、そして日本に近い場所であつて、私のよろこびとするところである。」次いで桑原団長より次のよ

うな答辞があつた。

『大変御馳走になりました。特に本日は日本国旗を揚げて下され且つ市長自ら御案内下さつた御厚意を感謝致します。このような立派な住宅を見て住民の豊かさを知ることが出来る。この次の日仏知事会議は明年日本で開かれるから是非多数で訪日していただきたい。日仏知事相互訪問は単に地方行政のみに関してでなく、両国の親善のために続けてゆきたい。今日は素晴らしい成果であつた。市長の御健康を祈る』。ブーギアピレエ（大西洋横断の船人の名）の花が紫色に美しく香っている。

一行は別荘を辞去して、コート・ダジュール（紺碧の海岸）の輝きに映えるシミエ修道院を訪ね、蒐集保存されている史料に感嘆した。帰途モナコを通り古物の館を廻覧し、一応ホテルにて少憩の後ニース市（市長ジェイ・メドサン氏は日本訪問中で助役が代理）の夕食会がレストラン・プラザで催された。

(チ) 第 8 日 (10 月 21 日) ラングドツク地方, モンペリエ

ホテルを午前 6 時 5 分に出発し、汽車でモンペリエに向う。途中ニームで下車し、自動車でバスローヌ・ラングドツク公社本部を訪ねる。同公社の理事長よりラングドツク地方開発状況について概ね次の通りの説明があつた。

『ラングドツク地方としては、高ラングドツクと低ラングドツクの二地方があり、ここは低ラングドツク地方である。当地方は南仏で、北仏に比し経済的に劣っている。しかし農業はフランスの他の地域に比して劣っていない。年約 35% の伸長率である。工業はフランス全体の成長率 38% に比し僅かに 26% に過ぎない。農業の特色は葡萄の単一栽培であつて、このことが所得を少くし、フランス全体の所得よりも 20% 低くしている。

この国民としての所得不均衡を是正するために、政府は第二次大戦後に地域開発計画の第 1 歩として着手した。1950 年から開発改良委員会を

設置し、経済改善、産業発展、観光事業の伸展を基本目標とした。そしてこの大事業の実施を公社に委託したのである。第1に用水の導入である。この地方の年間雨量は北部と大差はないけれども時間的相異がある。北部は年間平均的に降雨があるが、この地方は一度に多量降雨があるが年間不均衡であるので、これを調整するため用水導入が必要である。ローヌ河の水を運河で導入し、幹線水路120キロに及び毎秒60トンの水量が流れている。更にピレネー地域まで200キロ、支脈によつて農家に導入用水するのである。これによつて250,000ヘクタールの地に供給することができ、今迄単一栽培であつた農業を多角経営に移行して、農家収入も増加し地価も上がったそうである。現在3分の1の進捗である。北部のガール地方、トゥルーズ地方、ペルピニアン地方は未だ着手していない。これ等は行政上困難な地方であるからだ。

公社の事業は葡萄以外の産業団体と協力する必要が生じている。公社に農業研究会を設け、農民を指導している。農民は約35,000人（全地域）であるが、土地の性質、気候との関係を指示して適作するよう指導している。指導のために地域を7区分し、それぞれ技術者と専門班員を派遣して近代化の指導に努力している。農家は水道栓を開閉することで自動調節が出来ることになつており、これは世界初めてのことである。しかし貧農で自分の土地に引水も得ないときは、他人の水路から引き込んでいて、その資金を10年償還するのである。富農は自己資金で取入機を購入して水を引き込んでいる。1ヘクタールにつき7万円かかる。12メートル毎にスプリングラーをつけている。地価は500万フランから1億フラン位である。

南仏の特徴は、小作人が多く土地所有者は少ない。ために農業の広域的発展が問題であり、これに対処して、零細農地拡張改良事業団を発足させて、本公社と提携しているのである。サフエール地区だけでも21事業団があり、この事業団は小農を大農（25ヘクタール以上）にする役割をもっている。生産物の販路については、その組織化が大切であつて、市場の

設営，運送体制の整備，販売機構の確立を考えている。現在 65 万トンの作物が売れているが，1970 年には 100 万トンを越すだろう。

この事業団の投資額は，建設費 7,500 万フランであるが，所得増は投資額と同額に達したから，全額償却しているわけである。』

以上の説明を聞いて現場について水路用水を見たが，水が豊かに流れていた。かくて，この地方開発の農業政策は，葡萄の単一経営から果物，野菜の多作物へ移行し，さらに畜産への多角農業に発展してゆくことである。

公社主催の午餐をいただき，事業団の集荷場を見る。丁度果物（オレンジ）の出荷期であつて，機械化によつて敏速に処理されていた。この集荷場は，集荷組合のもので，組合は 30 数名の組合である。本年すでに 1 万 3 千トンを集荷した。内 1 万トンは桃，3 千トンは杏である。組合員は集荷義務があり，他に売却出来ない。価格も組合で決める。集荷物の 50% は国内，50% は国外主としてドイツへ輸出している。貯蔵庫としては 3 千トンの林檎を貯蔵出来る大きさである。温度，湿度の調節を行つていた。

それより自動車にてモンペリエのホテルに着。当夜は自由行動にされていて，一行でゆつくりと夕食をとつた。

(リ) 第 9 日 (10 月 22 日) エロー県，ニーム視察。

午前 8 時 50 分ホテルを出発し，ニーム「太陽の村」と言われるグラント・モート地域を視察する。事務室における説明によると『この地域は地中海沿岸の観光に富んだ地域で，観光開発と農業改革を目的とする地域開発計画を推進している。この計画は政府が閣僚委員会（大統領，関係各省閣僚，官房長官の 7 人で構成）を設け，関係省間の合意による地方開発行財政計画を決定し，地方では地方開発委員会を設け，その開発を研究している。

農業改革では葡萄単一作から多角農業への転換であり，観光開発では 15 年間で 350 万人の観光客を誘致しようとする計画である。財政上においては，すでに，道路，用水等外的な施設に 8 億フラン（全部政府出資）

を使い、内部的なものに約 6 億フランを使つた。(これは土地、建物を売つて回収される)。さらに村の周辺的生活環境水準を高めるための施設費として毎年 300 万フランを使つている。国は直接この土地を売買出来ないうで、会社を通じなければならない。この会社は混合経済会社(国と民間との間に立つて事業をする会社)である。

土地の価格が計画発表と同時に上つた。2 千ヘクタールを国が売つている。価格は政府の決定額により一定していた。

観光開発の規模と技術であるが、誘致観光客数は前記の数を目標とし、施設については、9 人委員会が地方の建築家を集めて研究した。そして海岸線 200 キロ、幅 10 キロの総合観光計画を作成した。この計画では、各地区の性格を破壊しないように心掛けた。この総合計画に立脚して 6 地区が各々観光計画を定め、各地区が観光中心基地をもつている。各地区に必ず港を造り 8 万隻の遊覧船を建造し、200 キロにわたる海岸に散らばらす。また植林地帯をも設定している。防蚊措置を講ずる外に公害施設例えば工場等の設立を禁止している。海岸に高速道路を建設し各地区にインターチェンジを設けている。これによつてマルセイユからベルピニアンに至る地域が開発されるのである。

地域内部構造は、25 キロメートルの広さの中に 1 千ヘクタールの中心基地を設定し、港は 1 千隻、ホテルは 4 万 2 千人を収容出来るように建設する予定である。人口湖があり、横 5 キロメートル、縦 1 キロメートル、深さ 350 メートルのものである。この人口湖は整地埋立や道路に用土が必要であつたためである。キャンプ用地、住宅地(500 平方メートル)、ホテル 15 棟(1 棟 3 千室)、3 階乃至 8 階建でピラミツド型、アパート 2 万 5 千戸、別にホテルとアパートの中間的なもので 8 千人収用可能の建物がある。本年既に 2 千人の予約取引をした。

蚊の予防であるが、荒地であるため蚊が多く、41 種の蚊がいる。1958 年以来関係県で対策委員会を作り、1963 年より予防実施をし

た。費用は国負担 85%、県負担 15%である。200 キロメートルに亘つて、建物より 10 キロメートル迄の地帯について実行した。化学薬品（日本よりも輸入）を用いた。蚊に卵を生まさないことである。』

一行は説明を聞いて、直ちに現場を見たが、着々と計画が実行され而も国と県が巨額の経費を投入して、南フランスの観光開発に力を入れていることに感銘した。人口湖を船にて一周し、別荘地帯の試作施設を回覧した。

12 時過ぎホテルに帰り小憩して、13 時から県庁で催されるラングドック地方知事ミシエル・グロルマン氏主催の昼食会に出席した。

昼食を終つて、モンペリエの I. B. M 工場を視察した。渉外担当のロイク・ボニエ氏の説明によれば「この工場は、アメリカとフランスの二つの分野をもつ複合工場である。各々が独立して機械をつくつている。I. B. M は英、伊、独、仏、日と独立した会社において相互に競争しているのである。このモンペリエの会社の製品は 80%が輸出向けであり、日本にも輸出している。この会社は 1964 年開設し、現在 5 万人の従業員がいる。今迄に 1,200 台計算機を造つている。昨年間で 5 億フランの生産高である。賃金は最低月千フラン以上、時間給である。新考想が採用されると 600 フランの賞与がある。1 人で 4 万 2 千フランを貰つた者もいる。欧州各地の支店の製品価格は互いに情報して連絡し調整されるけれども、互いに競争しているのである。製品はソ連、ルーマニア、チェコ、ポーランド、アルバニア等の諸国に輸出している。従業員の組合運動は認めている。C. C. D. D. に属している。就労時間は 41 時間、5 日制である。従業員の中 1,500 人の化学労働者がいる」と。

会社を辞して 17 時 45 分発汽車にてトゥールーズに向い、20 時 40 分トゥールーズに着き、ホテル・ヴェタンにて一行夜食を共にする。

(ヌ) 第 10 日 (10 月 23 日) オートガローヌ県, トウルーズ。

午前 9 時ホテルを出発, オートガローヌ県庁を訪問。アレクサンドル・ヌティルン氏は, 一行の訪問に対し感謝の意を表せられた後, ミデイピレネー地方について次のように説明された。

『ここはトウルーズ市でミデイピレネー地方の県庁所在地である。フランスには 95 県あるが, それを 21 地方 (レジオン) を作った。これはパリの中央集権をさけるためである。この地方は 8 県を包含している。北部は中央山脈地帯, 南部はピレネ山脈地帯である。ガロンヌ河はこの地方の重要河川である。面積は 45,000 平方キロ米, 人口 220 万 (仏全人口の 5%) で, 人口密度も低い, それは天然資源 (鉄, 石炭等) がないことである。中央に遠く商業県からも離れていて, 農業地域としての性格が強い。フランス全体では農業は 20% であるが, この地方は農業が 39% を占めている。但し, トウルーズの工業化と高ピレネー地方は水力発電による工業化と, 多少石炭地帯がある。トウルーズは古くからこの地方の首都であり, 大学はパリに次で古いものである。産業の伸展高度化による市の発展を政府が施策を講じた。科学大学を 1908 年に創設したが, これはトウルーズの工業化をもたらしたものである。30 年間に人口 2 倍となり現在 45 万である。』

10 時, トウルーズ大学を視察する。学長は不在であったが, 事務総長の説明によれば『この大学は古い大学であり, 科学大学としての特徴をもっている。自然科学部門は 13 世紀にできた。その後学生が少くなり一時は 50 数名にまで減少したが, その後増加して, 現在は 1 万人の学生に及んでいる。特に電子工学, 応用化学の専門的研究所もあって成果を挙げている。今後の新方針は基礎科学, 応用科学を中心として, 化学専門大学, エレクトロニクス専門大学, その他 2 科学部門によつて, 大学として上位に立つことである。なお自然科学として, 生物, 植物の研究所, 水力発電研究所をもっている。以上のようにこの大学は自然科学の凡ゆる分野に亘る総

合研究大学である。この大学の研究方法は講義と統計と実験である。

150ヘクタールの敷地、160ヘクタールの附属土地を有し、飛行機の操縦等実際面の練習や人口衛星研究部門もあって、独りトゥルーズのみでなくフランスが全世界に誇るものである。』と。今やトゥルーズはフランスにおける科学の中心地である。

次いで電子顕微鏡研究所を視察する。玄関前には日仏両国旗が掲揚されていて、所長の心づかいに感激した。所長ガスト・テュプイ博士はフランス学士院会員であり、昭和41年10月、皇居において天皇陛下より勲2等瑞宝章を贈与されていて、その勲記を額に入れて飾台の上に安置してあった。心ゆかしいことである。この研究所では、150万ボルトの電子顕微鏡で水晶体及び金属の内部構造並びに脳の内部を照明している。脳の内部については、今まで生存のままでは撮れなかったバクテリア細胞の一群を初めて内部写真が撮れたのである。今迄の光線によるものとの相違は、電子の層がレンズの代りとなり、電子が通るその大きさによって拡大がわかるのである。博士は玄関迄一行を見送られ、記念撮影をしてお別れした。実に丁寧な人格者である。

13時県庁で知事夫妻出席の下に午餐会が催され、和やいた懇談の裡に終了し、15時シュド・アヴィアシオン航空機工場を視察した。この工場は英、仏、独共同開発の超音速長距離旅客機コンコルドのフランス側担当部分を製造している。社長代理は次のように語った。

『飛行機に関しては、現代では国際協力が必要である。それは現代の航空技術と財政上から、最早一国政府の力では困難であるからである。特に製作上における技術高度化の必要は、製作の分業化が必要であり、このためには、国際協力によるものが大きい。また航空機検査の基準も厳しくなり、世界市場に出せる機械を作ることは大変困難となっている。この工場は1918年民間航空工場として発足したものだが、現在は英、独、仏の共同工場である28,000人の従業員がいる。ロケット・エンジンとそれに関連する部

品は輸送上の点からもあって軽量なものにしている。1973年には300人乗りのものを作る予定である。パリとニューヨーク間を3時間で翔破することになる。今や飛行機は空のバスである。1972年には、コンコルド7台を作り、内4台売渡すことができる。残り3台は実験用とする予定である』と。初飛行は本年に予定されていたが、少し延びるようである。工場は秘密にされ一般の見学は許していない。一行は特に許され、コンコルドの組立が七分通り進んでいるところを見ることが出来た。素晴らしい空の巨大なバスである。

一行はそれより市内見物に出掛ける。最初にストラスブルグ通りのサンセルナ寺院を見る。1096年に作られたもので、ロマン様式である。鐘は57米の高所に安置され、天井は円形作りで簡素である。僧侶が当時非公認であったキリスト教を布教し死刑に処せられている。

次でジャコバン寺院を見物する。ドミニコ派に属するもので、1229年に建立された。7本柱を中心とし、天井は21本の支柱で傘を広げた感じである。この寺院はトゥールーズ大学と密接な関係を持ち、大学の種々の式典を行う外に、鐘で授業時間を知らせているのである。ナポレオンの時に罪人を収用した場所である。

次に宮殿を見る。トゥールーズは、中世後半には中央とピレネー山脈の間の町として文化、芸術の中心地であった。特に15-17世紀には商業

繁栄を見て商人が富をもたらした。商人の1人ダセダが大邸宅を作ったが、宗教戦争が起り、王はカソリックであり、ダセダはプロテスタントであったため投獄された。10年後に彼はカソリックに改宗したため釈放されたが没収金の返還がないため、当初予定通りの邸宅の実現ができないので、簡単なものになっている。邸宅の左半分がその部分である。その後フランス文学者等のために寄附されて今日に及んでいる。

17時、トゥールーズの県庁にて、知事、市長、社長その他の方々の出席の下に、レセプションが開かれ、終って20時15分から航空機工場主催

の晩餐会が催され、席上社長より桑原会長に記念としてコンコルドの模型品が贈られた。ホテルに帰ったのは11時を過ぎていた。

(ル) 第11日(10月24日), バスピレネ県, ポー。

午前10時, トウルーズ発, 12時44分ポウに着き, 直ちにホテルにて県, 市主催の昼食会が催された。ポーはこの6年間に人口が29%増加し30年間に2倍に達している。ポー大学を視察する。この大学は4年前に創設され, 文学部, 法学部, 農学部, 医学部の外に自然科学部がある。何れも4年制である。自然科学部はポーの近隣に工業地区があるので, その関係から大きな効果を見せている。目下なお整備中であり, 学生数は5千名を収容することとなるだろう。学生の費用は月80フランが普通である。学生寮が4棟あって120人収容できる。各階に研究室, 娯楽室, 浴場が整備されている。法学部は現在約450人, 自然科学部は約850人の学生がいて, 教授50人, 助教授20人である。教室数は250室をもっている。広大な敷地が準備されていて, 着々と大学整備計画が実現されているのである。

市の郊外の橋梁工事を視察する。4脚橋で橋幅は4車線, 中心に水道を通し運河として利用し, 橋を出たところで国道に連結され, 水を町へ供給している。橋を渡ったところは丘陵であるが, 城の庭を壊さないためにトンネルとして丘の向う側の国道に連結している。

城を見物する。この城はヘンリー4世の時代に建造された砦に, ヘンリー・フィリップの時に橋を増築し, ルイ14世の時代に城として完成し, 4米のベランダが設けられている。城の内部上層部には, 王室幹部100人の会議室がある。各室の壁は総てゴルラン織で蔽われ, 調度品はルイ14世, ルイ・フィリップのものが多い。王の居室, 寝室, 家族の室, 王妃の寝室やヘンリー4世の生れた室も古のままである。住宅建設地区を視察したが何れの国も住宅政策が重要な国策となっているのだ。

次に古い教会を見物する。よく保存されたものである。

夕方ホテルに帰り、ガブリエル・ジリ知事出席の下に県主催の晩餐会が催された。和気霽々の内に終る。

(オ) 第 12 日 (10 月 25 日), バスピレネー県, ポー

午前 9 時 30 分ホテル発, バスピレネー県庁を訪問する。玄関に日本国旗が掲揚されていた。ガブリエル・ジリ知事は県政一般について次のように語った。

『本県は人口 52 万, 本県の特異な問題としてバスク人のことがある。バスク語を話し, 国境を中心としてフランスとスペインの両国に居住している。バスク語は日本語と共通するものがある。一例を挙げると「ヨコハマ」は日本では横浜だがバスク語では「海の家」である。横浜と海の家とは通ずるものがある。性強暴であるが県としては特別措置はしていない。自治を要求したが投票の結果僅かに 5%であった。人口として約 100 万であるが, フランス側には 1 万程度である。次はスペインとの交通問題である。大西洋岸に良い避暑地があり, 毎年 600 人以上の観光客が来る。地中海沿岸も同様であり, また山岳地帯は標高 1,600 米もあって, スペインと交通開発を検討中である。次は経済問題であるが, 1955 年にガスを発見して以来大きな変革を受けた。ガスはパイプラインでフランス全国に供給している。化学, 石油等のガス関係工場が発展した。特にアルミニウム工場としてのペシネ工場は欧州第 1 で年間 10 万トン生産している。化学工場としては, プラスチック関係工場がある。次に農業としては, 玉蜀黍の生産高が欧州第 1 で年間約 50 万トンに上っている。住民は食糧には使わないで豚の飼料にし, スペインその他の外国に輸出している。将来はこれの工業化に進むよう検討している。農家 3 万戸, 15 万人, 小農もあるけれども農地は集中して土地所有が多くなってきた。家畜として牛, 羊が飼育され, 輸出 35 万頭に上って, フランス第 4 位である。肉とチーズの加

工も盛んである。軍関係のパラシュート部隊が駐屯し、パリの直接指揮下にある。』と。なお次の資料を配布されたので掲げる。

(バス・ピレネー県の県勢概要)

自然及び人文地理

I 地理

フランスの最南西部に位置するバス・ピレネー県は、面積 7,629.07 平方キロで、フランス諸県の中で第 9 位にある。ピレネー山脈の西山麓に伸び、次の 3 地域に分れる。

1. 山：ピック・デュ・ミディ・ドソ (2,885m) を最頂点として東から西へ向って順次低くなっており、オソ及びアスプ等の溪谷に刻まれている。幾つかの峠がスペインへの容易な通路を開いている。即ち、プールタレ、ソンプール、ロンスヴオの峠である。
2. ピレネー・ピエモン：起伏地域の大部分を占め、分岐の多い溪谷で区分される中高度 (400 ないし 500m) の丘陵の連続である。
3. 急流溪谷：西から東へ向って、大西洋に注ぐニヴェル川、ニーヴ川、モーレレオン急流、オロロン急流、ポー急流、これらはアドウル川の支流である。

II 人口

INSEE の発表した 1968 年 3 月の人口調査の第 1 回公式結果によれば、本県の人口合計は、1962 年の 484,428 人から、1968 年には 527,358 人に増加した。これは、アキテーヌ州の中で最も高率の 8.9% の増加に当たる。この増加は、県内の都市人口の激増によるものである。ポー市の人口は、1962 年の 85,323 人から 1968 年には 108,710 人に増加し、その増加率は 27.4% であり、バヨンヌ市の人口は、1962 年の 94,127 人から 1968 年には 105,216 人に増加し、その増加率

は 11.8%である。

行政組織と代議制

1. 行政組織

バス・ピレネー県は 3 郡と 559 市町村を含む。

ポー郡（県庁所在地）は 277 市町村と 16 カントン（市町村の集合体）からなる。

オロン郡は 157 市町村と 12 カントンからなる。

バヨンヌ郡は 125 市町村と 13 カントンからなる。

2. 政治代議制

代議士 4 名と上院議員 3 名が国会において県を代表する。県議会は 41 名の県会議員をもって構成する。

なお、代議士に当選したアンシヨスプ氏は、海外諸県及び領土を担当する総理府国務長官に任命されたので、その補欠が国会において代理をしている。

3. 経済代議制

バス・ピレネーから 3 人の評議員が経済・社会評議会に議席を占める。

経 済

I 農 業

15 年以來、本県の農業は目覚しい発達を遂げた。

1. 農産品：アメリカ原産の雑種玉蜀黍を導入してから、年産は、数年
来、5,000,000 キンタルに達し、本県はフランスで第1位となった。
2. 畜産品：著しく改善した。牛乳の生産は年間2,000,000 ヘクト
リットルを超え、牧羊はその頭数350,000をもって、バス・ピレネ
ー県をフランスで第4位に位置させる。
未開の土地の開墾、共同装備の開発及び山林経済の刷新による構造成長に
対する大きな努力が遂行された。

II 工業

工業企業は二つの部門に分けることができる。

1. 旧来の部門：約10,000人が従事しており、家内工業から発した
工業で、中規模のものであり、ポー、オロロン、モーレオン、ネイ、サ
リース、ポンタク、オルテス、アスパランに集中し、靴、ズツク靴、バス
ク・ベレ、バスク・ランジ布、ピレネー織布及び家具の部門に関係
する。
2. 近代の部門：
 - a) LACQ コンビナート：ポー市の西25キロにあつて、約5,000人
の職員と拡張の途上にあるSNPAの施設をもって、最近発見された
ガス鉱床の開発、ノゲールにおけるペシネー社のアルミ製造、アルテ
イクスにおけるEDFの火力発電、パルデイス・モナンにおけるアキ
テーヌ化学工場。
 - b) BOUCAU-TARNOS 再転換地域：ベルタン社（空中列
車）の工場及びテスト・トラックが、アングレのSEDAM（水上滑
走機研究開発社）施設に近接して設置されている。

- c) 航空機工場：(ボルド及びタルノスのタービン機：工員 3,500,
アングレのブレゲ工場：工員 1,700, ビドス及びアルデイのメシエ
社：工員 1,000)

Ⅲ 観 光

観光地として久しく名声を博している。本県の観光地は：

1. 温泉地 4 カ所：オー・ボンヌ, オー・シヨード, リユルブ・サン・クリストー, サリース・ド・ベアルヌ。
2. 海水浴または保養地 9 カ所：なかんずく, アングレ, ビアリッツ, サン・ジャン・ド・リュズ, アンダイ, ポー, カンボ。
3. スキー場 3 カ所：ブーレット, アレット, アルツースト。

西ピレネー国立公園及び遊覧港の設立, その第 1 がサン・ジャン・ド・リュズに予定されており, 本地方の観光誘致の力を加える。

Ⅳ 交通運輸

1. 道路：バス・ピレネー県はフランスのみならずヨーロッパの大交通路の一つに位し, バヨンヌとハンダイ線は, フランス及び北西ヨーロッパとスペイン及びポルトガルを連絡する道路である。県内の道路網は

国道全長：1,004 キロ

県道：2,678 キロ

市町村道：7,049 キロ

農道：9,080 キロ

2. 港

- a) バヨンヌ：商業港

1967年輸送合計 2,319,997 トン，フランス諸
港中第 8 位。

- b) サン・ジャン・ド・リュズ：漁港，1967年輸送合計 10,729 ト
ン，鮪及び鯛の漁業についてはフランスで第 1 位。

3. 航空：

- a) ポー・ポン・ロン・ユザン：1967年旅客数 27,701
b) ビアリック・パルム：1967年旅客数 24,124

[以上]

一行は県庁を辞して、ラツクの天然ガス公社を見学した。公社広報部長フランソワ・ランネット氏の説明によると

「当社は世界最大の天然ガス会社である。1942年以來今日まで存続している。1947年から事業開始。油田深さ 700 米。当時は財政が苦しかったが、その当時の協力者は現在富有者となつた。1951年ガスを発見したが、水素ガスを含んでいて、ガスに堪える管がないことだつた。一時は発掘中止とまでなつたが、4年後再開し 1960年生産体制が完成された。現在年産額約 50 億立方米である。33 個の井戸を有し、平均 4,000 立方米を産出している。ガス層の幅は 250 米である。今後長期に続けられる。この生産されたガスは、全長 4,450 キロのパイプラインでフランス全土に送られている。会社の活動としては、極東地域に提携会社を得て発掘に努力している。日本ロツチス、住友会社を初めカナダ、アメリカ、オーストラリア、アラビア、東南アジア等である。当工場の広さは 200 ヘクタールである。溶化原料を硫黄に製作してメタンガスを家庭暖房に進出させた。プラスチック工場

も建設中である。ポリエチレンについては日本関係会社と協議中である。現在 10 億立方メートルのガスを貯蔵している。ガソリン、ベンジンを作り、爆薬も作っている。1 工場につき 10 億フランの設備投資が必要である。従業員は 4,000 人で内 100 人が技師であり、採取と生産に従事している。」

工場内を一巡したが、硫黄の山、噴流する硫黄設備の莫大さに驚いた。一行は会社の迎賓クラブで公社主催の昼食会に招かれた。遙かにピレネの山々を眺め見晴しは絶景である。庭広く、快適な昼食会であつた。

15 時 5 分発汽車にてトゥールに向い。21 時 30 分着直ちにアンドル・エ・ロワール県庁を訪問したところ、知事アンドレ・デュポアシベール御夫妻を初め県幹部の人々に出迎えをうけ、楽しく晚餐会が催された。終つてホテル・ド・リュニヴァールに泊つたのは 12 時近くであつた。

(7) 第 13 日 (10 月 26 日) アンドル・エ・ロワール県, トゥール。

今日最終日である。午前 9 時 30 分ホテルを出発し、県官房長ジャン・ピエール・リシエ氏の案内で先ずロアール河畔にそそり立つアンボアーズ城館を見物する。この城館は、シャルル八世の時代にフランドルの建築家によつて建造された。当初は教会であつたものをトンネルその他諸整備をしたもので、城と礼拝堂からなつている。諸種の彫刻はイタリー人によるものだ。レオナルド・ダヴィンチが死去 3 年前 1516 年にこの城に来て滞在している。彼は他の城館で死去したのであるが遺骨の一部がこの城におさめられている。サンユーベール 15 世と女王アンヌがキリストの前にひざまずいている大きな彫刻が、礼拝堂正面入口の窓の上に刻まれている。当時の政治と宗教の密接な関係を知らすようだ。この城壁に第二次世界大戦当時の弾丸の跡が残っている。ドイツはこの地迄占領し、ロアール河以南は自由にまかした。この城館は半分は 15 世紀のゴシック様式、半分は 16 世紀のルネサンス様式であり、アン・

ボアーズ市を守るための城である。18世紀の豪華なゴブラン織の布壁が目
を射る。調度品もルネサンスとゴシック様式の両方のものが混交されている。
メジチ家のカタリーナの部屋には、16世紀以降の4本柱の寝台や、ルイ・フイ
リップ王の部屋、諸調度品もそのまま保存されている。この城館は、15世紀の
カソリック教徒とプロテスタント教徒との宗教戦争の際、プロテスタントの
反逆によつてカソリック教徒1,500人が高窓の金網に首つり処刑された
ところである。

フランスでは、到るところに城館があり、森や畑や水と調和して美しい地
方色を漂わし、歴史を物語っているのである。

一行は市長ウエット氏経営の葡萄園を視察した。28ヘクタールの畑にテ
ラー種の葡萄樹が立派に管理されていた。1米位の高さの立木栽培である。
3,500リットルの収穫がある。30年から60年位の葡萄の樹もあるよう
である。小高い丘をくり抜いたトンネ様式の貯蔵庫は、通路延長2里位もあ
るそうだ。その両壁にはビン詰め葡萄酒が積み重ねられてあつた。トンネ
ル通路は2階、3階に出来ていて、奥の方の10畳敷位の広間で古い年代の
葡萄酒を振舞われた。一行はここで今度のフランス視察を終るのであるから、
誠に感慨無量であつた。お互に乾杯をして祝福したのである。

葡萄園を辞して、1,300呎崖下の穴倉にしつらえた食堂で昼食会が開か
れた。この穴倉は「老悪魔の穴倉」と称されていて、穴居人の広間だとされ
ている。元リッツホテルのパーティ係長だつたマルク・ブランシャール氏が
経営しているのだ。穴倉といつても180席はとれるとされている。誠に南
フランスに來た感であり、地方色1杯である。料理はスコットランド風のカ
レイの白身であつた。

16時5分トウルを汽車で出発し、ロアール河にそつて両岸の玉蜀黍と

果樹のフランス農村を眺めながらパリに着いたのは18時25分であつた。

ホテル・ブリストルでは、ジャン・シャペル氏他政府幹部が待つていて下さつた。別れのパーティーが来賓室で催された。シャペル氏の丁寧な送別の辞が述べられ、会長の答辞があつて終つた。

その後加川公使の晩餐会が料亭「京都」で開かれ、パリの一夜に名残りを惜しんだのである。

以上で今回の一行の訪仏日程は終り、明日は解散してそれぞれ予定された旅行に出発されるのである。

「終り。」